

「ソフトウェア品質監査制度(仮称)の認定業務に係
る調査及び文書作成」

報 告 書

2012年11月



独立行政法人情報処理推進機構
Information-technology Promotion Agency, Japan

はじめに

IPA/SECでは、2011年9月末に公開した「ソフトウェアの品質説明力強化のための制度フレームワークに関する提案(中間報告)」におけるソフトウェア品質監査制度(仮称)のフレームワークにおいて、核となるべき、認定制度の具体的なイメージを固めていくために、制度概要試案および付随する文書案の作成を実施し、結果を報告書としてとりまとめました。

本調査は、「2011年度 システムエンジニアリング実践拠点事業」として、株式会社ガイア・システム・ソリューションに委託し実施しました。

報告内容は2011年度時点の内容であり、掲載されている個々の情報に関する著作権及び商標はそれぞれの権利者に帰属するものです。

「ソフトウェア品質監査制度(仮称)の認定業務に係る調査及び文書作成」

【報告書】

独立行政法人情報処理推進機構

Copyright© Information-Technology Promotion Agency, Japan. All Rights Reserved 2012

目次

1. 目的及び調査方針.....	1
1.1 業務の目的.....	1
1.2 調査方針.....	2
1.2.1 用語説明等.....	2
1.2.2 ソフトウェア品質監査制度及び認定制度の概要.....	2
1.2.3 国際規格の考慮.....	5
1.3.4 その他の考慮点.....	10
1.3.5 調査の進め方.....	10
2. 認定業務文書作成の要件定義.....	11
2.1 認定業務共通事項.....	11
2.2 監査人(公認審査官)資格認定.....	18
2.3 監査機関認定.....	22
2.4 審査基準策定機関認定.....	24
2.5 審査基準認定.....	26
2.6 独立検証機関認定.....	27
2.7 監査結果認証機関認定.....	30
2.8 認定業務のその他業務.....	32
2.9 文書要件定義のまとめ.....	34
3. 認定業務文書の設計.....	39
3.1 認定業務文書共通事項.....	39
3.2 監査人(公認審査官)資格認定.....	44
3.3 監査機関認定.....	46
3.4 審査基準策定機関認定.....	47
3.5 審査基準認定.....	47
3.6 独立検証機関認定.....	48
3.7 監査結果認証機関認定.....	50
3.8 認定業務のその他の業務.....	52
4. 認定業務文書の作成.....	55
5. 本調査のまとめ.....	58
別表および参考資料の概要.....	59
別表1 参考資料リスト(および説明).....	60
カテゴリー1: NITE+JAB 認定関連資料.....	60
カテゴリー2: 公認会計士制度関連資料.....	61
カテゴリー3: 航空関連制度資料.....	61
カテゴリー4: JIS 規格.....	62
カテゴリー5: その他資料.....	63
別表2 ソフトウェア品質監査制度に関わる用語解説集.....	64
A) JIS Q 17011 の用語定義.....	64
B) 「中間報告」で使用している用語.....	66
別表3 用語とその英訳案.....	69
別掲図1 認定を行う際の正常系業務フロー.....	71
別掲図2 認定を行う際の非正常系業務フロー.....	75

1. 目的及び調査方針

1.1 業務の目的

ソフトウェアの品質の確保は、現代の極めて重要な課題としてますます認識されるようになっており、そのような背景のもとに、品質を確保するための客観的で社会的に明確な仕組みの必要性が認識された。そして、制度の具体的な確立が提案され、ソフトウェア品質監査制度(仮称)(以下、本報告書及び作成文書類を通じて単に「ソフトウェア品質監査制度」という)の確立という具体的な方向性が提案された。本調査は、その制度提案のさらに詳細化・具体化の一步として、ソフトウェア品質監査制度の制度上の核となるべき、認定制度の具体的なイメージを固めていくものであり、制度概要試案および付随する文書案を提案するものである。

なお、本調査の背景となるソフトウェア品質監査制度の観点および要件は、独立行政法人情報処理推進機構 技術本部ソフトウェア・エンジニアリング・センター(以下「IPA/SEC」という。)が公表した「ソフトウェアの品質説明力強化のための制度フレームワークに関する提案(中間報告案)」(<http://sec.ipa.go.jp/pubcom/20110805.html> 以下 8 月版という)、及び同(中間報告)(<http://sec.ipa.go.jp/reports/20110930.html> 以下 9 月版という)(以下、これらの報告(案)を単に「中間報告」という)などにおいて次のようなものとして示した。

- (1) 品質確保に関する事業者の技術的主張の妥当性を、監査機関が開発技術水準と利用技術を考慮して第三者の立場で評価し、技術に関する専門知識のない利用者にも理解できる形で評価(監査)結果の情報を提供する。
- (2) 監査視点は、開発するシステムのライフサイクルを通じて、開発におけるプロセス実施の妥当性、採用規格・技術の妥当性、従事者のスキル・適性面での妥当性、利用者・利用状況を考慮した妥当性など、多面的な面からのものとする。
- (3) 制度が対象とするシステム開発は、明示的な要件をもとにして進められるように推進するものとする。
- (4) 監査は、産業・経済面からみた影響レベル、利用者・国民トータルへの影響レベルなどを複合的にとらえ、監査に要求されるレベルを踏まえた内容水準で行うものとする。
- (5) 監査制度の仕組みは、国際的に整合可能な仕組みをベースとして設計するものとする。
- (6) 制度化における主要な制度要素は、事業者のほか、監査人(公認審査官)、監査機関、独立検証機関、審査基準策定機関、監査結果認証機関、および認定機関等からなるものとする。
- (7) 対象とする認定プログラムとは、上記の制度要素が、公正で有効な制度実施を行うよう、制度全体に関する要件、手順等を定め、それが順守されているよう指導し、監査人(公認審査官)と機関等を認定(認証)する仕組みを指す。
- (8) 認定業務文書の作成は、認定、認証に関わる国際標準の内容を踏まえ、本制度の目標から適切に修整した要件、特性によるものとする。

1.2 調査方針

1.2.1 用語説明等

本調査で採用した用語のうち、特に注意すべきものに次のものがある。

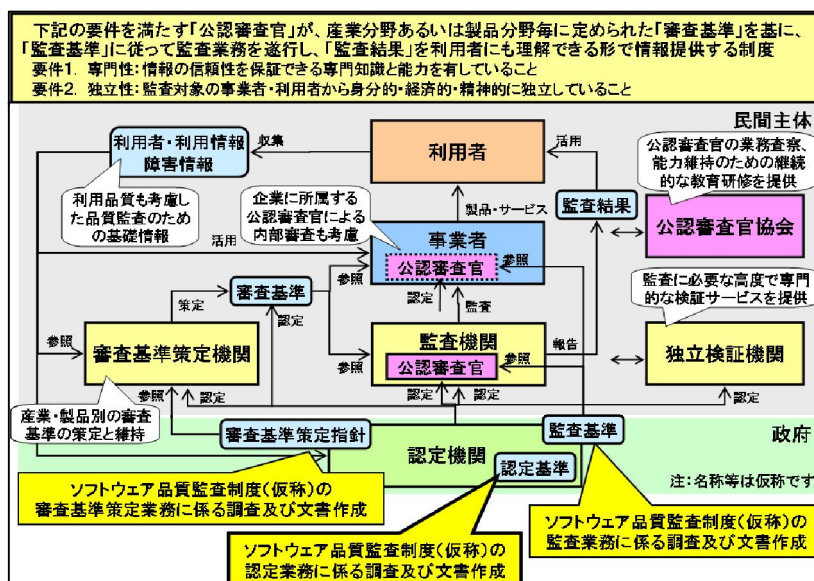
- **「監査結果認証機関」**：この機関の呼称は、「中間報告」の8月版では「審査結果認証機関」としていたが、「中間報告」の9月版では「監査結果認証機関」と改めたため、改称後の名称を用いた。
- **「認定審査(員)」**：本制度では、階層的な認定・監査・認証の制度化が図られるため、各階層で審査、審査員が問題となる可能性がある。そのため、本調査では、認定における審査は「認定審査」と言い、またその審査員は「認定審査員」と言うこととした(誤解を生じる恐れがない場合は、それぞれ単に「審査」、「審査員」と略記する場合もある。)
- **「監査人」**：本制度では監査を実施する者は、個人である監査人と、組織である監査機関とがあるが、本調査では、それぞれを、「監査人」、「監査機関」と言い、それらの総称は特に必要がないため呼称を用意していない。

本調査で用いた用語の詳細については、別表2及び別表3を参照していただきたい。別表2は、「中間報告」で述べている用語の一覧である。また別表3は、本調査で定義または採用した用語である。別表3で□を付けて示した用語は、「中間報告」等に基づくものである。

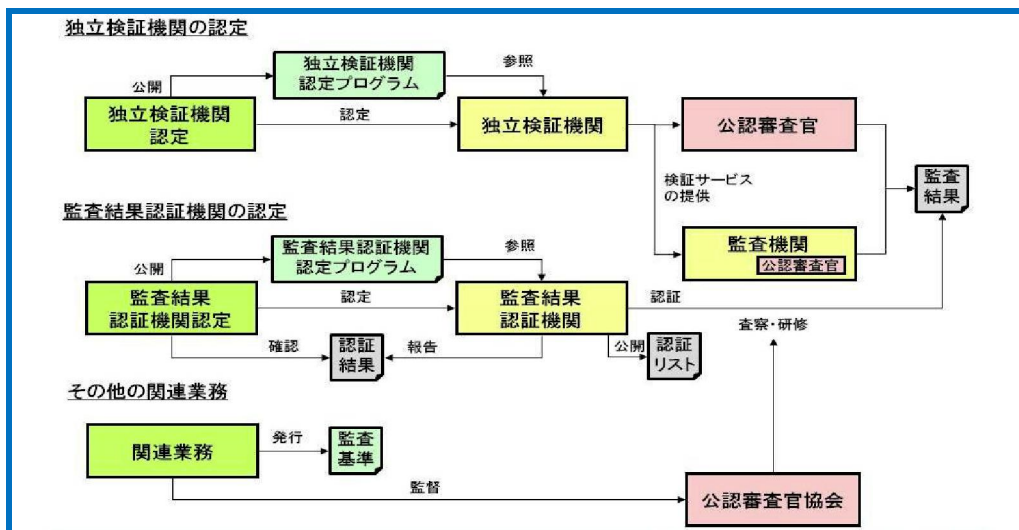
1.2.2 ソフトウェア品質監査制度及び認定制度の概要

本制度における基本的な考え方の簡単な整理を示す。

本制度では、認定機関というものを想定し、その業務において制度全般の統一的な運用を図っている。ここで、「認定」とは、ソフトウェア品質監査制度(仮称)の主要要素を公式なものとして認める行為を指す。



図表 1.2-1 「中間報告」における制度の枠組み案



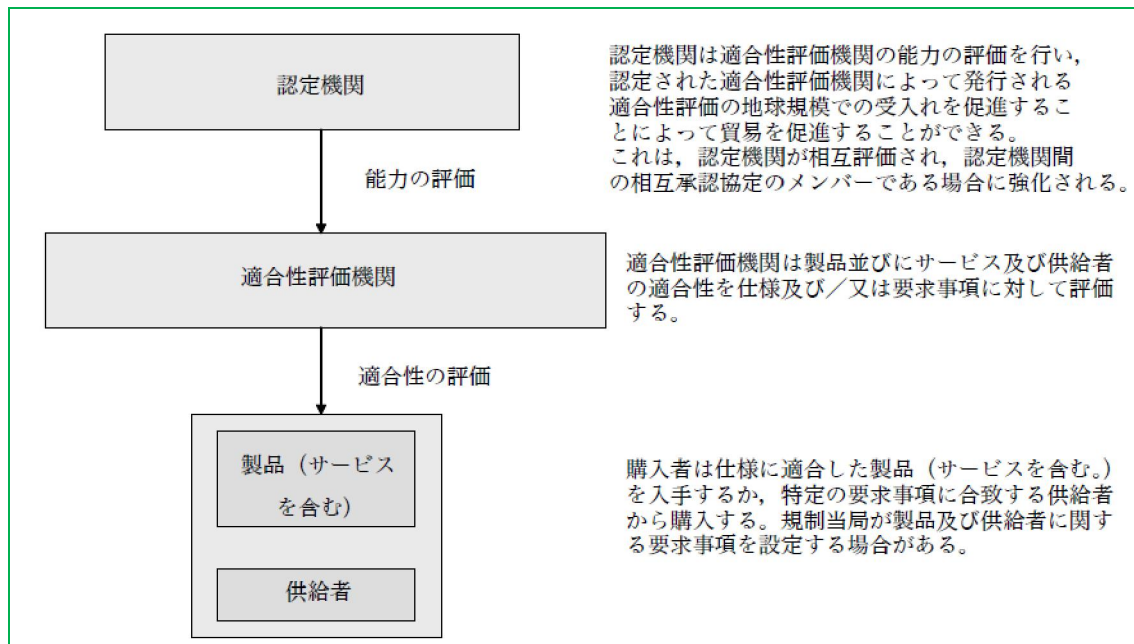
図表 1.2-2 「中間報告」における制度の枠組み: 監査結果認証機関の役割

この図に示される「審査基準」は、審査基準定義書、審査基準策定ガイドライン等に基づいて策定されるが、異なる産業分野・製品分野ごとに、それぞれの特性に対応した異なる内容を持つものが作成されると想定している。また、監査人(公認審査官)は、監査基準を行為規範として監査業務を行い、その際の監査の判断基準として審査基準を用いる。

一方、国際標準化機構(ISO)等が定める国際規格では、「中間報告」とは若干定義が異なる「認定」という概念を用いている。国際規格 ISO/IEC 17011:2004 (JIS Q 17011:2005)「適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下、単に JIS Q 17011 ということもある)では、認定(accreditation)とは、「適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明」と定義されている。

「認定」概念の整理

国際規格では、適合性評価（いわゆる「認証」等）を行う際の評価基準は ISO 等の標準化機関で定められていることを前提として、その既定の基準に対する適合性を評価する機関（「適合性評価機関」）があるものと想定している。そして、一段上から、その適合性評価機関の業務遂行能力を評価するのが、国際規格での「認定」機関の考え方である。次図を参照。



上図は、JIS Q 17011 からの引用である

本調査及び文書作成業務では、これとは若干異なり、「中間報告」で示している認定の考え方に沿って、認定機関の業務を取り扱った。その際の留意点として次のようなものがある。

- 認定と認証の2段階を考えると国際規格の考え方は、本制度の国際整合性という観点から踏襲するのが望ましい。
- 本制度においては、監査の内容として、既存のソフトウェア品質にかかわる各種認証制度の認証審査等は別途行われ、その結果を必要に応じて本制度の監査に取り入れるものと想定する。
- 監査人（公認審査官）は、事業者企業に属す内部監査人と、監査機関に属す外部監査人があり、ともに監査業務上の「独立性」を持つ。監査人は、資格ある個人の立場で監査結果を提示するが、その監査結果について、権威ある組織の立場からの評価をさらに加え、「認証」として提示するのが、監査結果認証機関である。
- 監査人（公認審査官）の認定（資格認証）プログラムについては、「報告書」は概念的に示しているだけであり、本調査及び文書作成業務において、資格要件を含め、基本的内容を定義する必要がある。

1.2.3 国際規格の考慮

前節に記載のように、本制度での認定の考え方と、国際規格での認定の考え方には多少のずれがあるが、本調査及び文書作成業務では、将来の制度発展、及び現在の産業活動のグローバル化への対応のため、国際規格をできる限り念頭に置き、かい離を少なくする方針での対応を行った。

関連国際規格の説明

本調査に関連して、検討・参照すべき国際規格には、次のものがある。

- ISO/IEC 17000:2004(JIS Q 17000:2005)「適合性評価—用語及び一般原則」
 - 適合性評価に関する用語および一般原則を定めた規格
- ISO/IEC 17011:2004 (JIS Q 17011:2005)「適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」
 - 認定機関(適合性評価機関を審査・認定する)に対する一般要求事項を規定
- ISO/IEC 17020:1998 (JIS Q 17020:2000)「適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」
 - 検査を行う公平な機関の能力に関する一般的な基準及び独立性に関する基準を規定(なお、検査(inspection)とは”製品設計、製品、サービス、プロセス又はプラントの調査及びそれらの特定要求事項への適合性の評定。又は、専門的判断に基づく、一般要求事項への適合性の評定”である)
- ISO/IEC 17021:2011(JIS Q 17021:2011)「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」
 - (品質又は環境)マネジメントシステムの認証機関に対する要求事項を規定している。
- ISO/IEC 17024:2003 (JIS Q 17024:2004)「適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」
 - 要員(専門家、業務従事者、審査等専門家など)の認証スキームの開発及び維持などを行う機関に対する要求事項を規定
- ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」
 - 試験、又は校正を行う機関の能力に関する一般要求事項を規定
- ISO/IEC 17030:2003 (JIS Q 17030:2004)「適合性評価—第三者適合マークに対する一般要求事項」
 - 第三者適合マークの一般要求事項。マークの発行及び使用に関する要求事項を含む。(認定シンボルの使用許諾にも準用できる。)
- ISO/IEC 17040:2005 (JIS Q 17040:2006)「適合性評価—適合性評価機関及び認定機関の同等性評価に関する一般要求事項」
 - 認定機関および適合性評価機関の合意グループが実施する同等性評価プロセス及び

これに関する合意グループの構成及び運営に対する一般要求事項を規定

- ISO/IEC 17043:2010 (JIS Q 17043:2011)「適合性評価－技能試験に関する一般要求事項」
 - 試験所間比較による試験所のパフォーマンスの確定に用いる技能試験への一般要求事項を定めている。
- ISO/IEC 17050:2004(JIS Q 17050:2005)「適合性評価－供給者適合宣言」
 - 第1部と第2部の2部構成であり、供給者の自己適合宣言の形式及び支援文書に対する一般的要求事項を定めている。
- ISO/IEC Guide 65:1996 (JIS Q 0065:1997)「製品認証機関に対する一般要求事項」
 - 製品認証業務を行っている第三者機関が適格であり信頼できると認められるために遵守しなければならない一般要求事項を規定
 - 2012年第一四半期時点で、ISO/IEC DIS 17065「Conformity assessment -- Requirements for bodies certifying products, processes and services」が審議中文書として提示されており、ISOにおいて販売もされている。箇条構成等がかなり大幅に変更されるが基本視点はほぼ同様のものである。
- ISO/IEC 19011:2002 (JIS Q 19011:2003)「品質及び／又は環境マネジメントシステム監査のための指針」
 - (品質及び／又は環境マネジメントシステムの)内部及び外部監査での監査プログラムの管理、監査の実施、並びに監査員の力量及び評価についての手引きを提供する。

これらのうち、認定に関する標準である、ISO/IEC 17011:2004 (JIS Q 17011:2005)「適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」は、本調査における主要な参照文献として取り扱う。

関連国際規格の体系

ISO、IEC および ISO/IEC/JTC1 の関与する適合性評価の仕組みは、規格としては次の表のような規格群により規定されている。

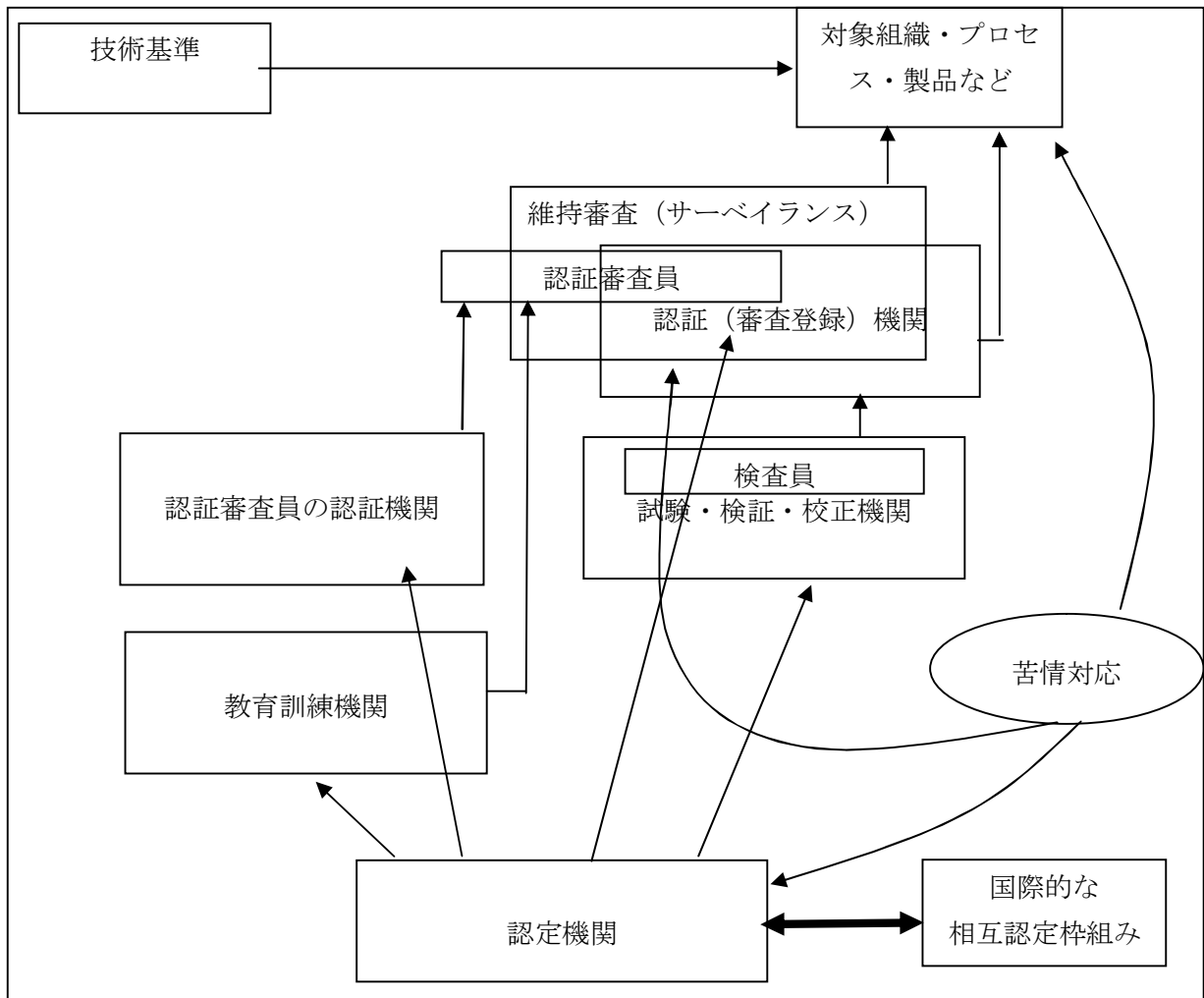
利用機関	校正・試験	検査	認証				自己適合宣言
			製品	QMS	EMS	要員	
(用語)	ISO/IEC 17000						
認定機関	ISO/IEC 17011						
適合性マーク	ISO/IEC 17030						
適合性評価機関	ISO/IEC 17025 (ISO/IEC 17043)	ISO/IEC 17020	Guide 65 (ISO/IEC 17065)	ISO/IEC 17021	ISO/IEC 17024	ISO/IEC 17050	
評価対象機関	各種校正・試験方法規格	各種検査方法規格	各種製品規格	ISO 9001	ISO 14001	各種技量資格規格	各種製品・試験方法規格

図表 1.2-3 適合性評価の規格（日本規格協会資料等から作成）

第三者認証では、ほとんどの場合、何らかの技術的な基準(文書)が存在し、その基準に照らして、対象の組織、プロセス、製品などが基準に適合しているかどうかを審査することが多い。審査は、専門的な資格を持つ審査員が行う。したがって、この審査員についての要員認証制度が付随するのが通例である。また、審査でなく、技術的な装置を用いた測定・試験が実施されることもある。審査機関や試験実施機関の上位には、それらの機関の作業を評価する認定機関が存在する。審査される組織等は、審査機関や試験実施機関の業務に不満がある場合は、直接あるいは認定機関に対して苦情や異議を申し立てることが出来る。

各国(各地域)での認定機関は、認証結果が国際的に相互に認知可能であるようにするために、相互認定枠組み(Mutual Recognition Agreement などと呼ばれる;ここでの「認定」は、recognition の訳であり、accreditation とは異なる)を締結し、「合意グループ」を結成することがある。そのための手がかりとして、ISO/IEC 17040:2005 (JIS Q 17040:2006)「適合性評価－適合性評価機関及び認定機関の同等性評価に関する一般要求事項」がある。

これらの仕組みを図示すると図表 1.2-4 のようになる。



図表 1.2-4 第三者認証・審査登録の一般的なスキーム

本調査に当たり、これら国際規格をどのように、どの程度採用すべきかの検討を行った。その結果の概要を、図表 1.2-5 に示す。表に示したように、認定機関の実施すべき事柄を除けば、国際規格とのマッチングはあまりうまくとれていない。しかし、前述のように、国際整合性は重要な課題であるため、本調査では、各プログラム等ごとに、その特性に合わせて、無理のない範囲で国際規格との取り込みを行った。

認定プログラム等	国際規格との対応	対応を判断する理由
監査人認定	ISO/IEC17024(JIS Q 17024)がおおよそ対応する	要員認証であり、基礎的には対応する。しかし、審査機関の要員認証ではないため、若干のずれがある。本調査では、監査人認定は認定機関自身の制度である。
監査機関認定	対応するものはない	本制度の監査機関は、会計士制度等の監査法人を参考にして制度設計されているため、工業標準の系統である「国際規格」には対応するものはない。
審査基準策定機関認定	対応するものはない	国際規格では、基準策定はISO等の機関自体に該当するため、対応しない。 類似制度としては、暗号方式等で行われている「登録機構」がある。
審査基準認定	対応するものはない	国際規格では、「基準」はISO等の定める規格自体に該当するため、対応しない。 類似制度としては、暗号方式等で行われている「登録機構」がある。
独立検証機関認定	ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)が近い	ISO/IEC 17025は主としてハードウェア系の試験・校正を行う機関を対象としているが方向性としてはほぼ対応するといえる。
監査結果認証機関認定	Guide65(JIS Q 0065)に近い	Guide65は量産品等の製品自体の認証の認証機関を対象としているが、類似性は多いと言える。しかし、Guide65の製品認証は製品種別ごとの国際規格に基づいた製品認証の仕組みであり、本制度では制度独自基準であること、又監査(審査)がすでに完了しているものに対する認証であることから、立場は異なる。
認定シンボルの取扱い	ISO/IEC 17030(JIS Q 17030)が対応する	認定シンボルは、認定機関の制度としてISO/IEC 17030が該当する。第三者認証マークは、認定基準の一部でも使われる。
監査人団体等の監督	一部は、ISO/IEC 17043(JIS Q 17043)に近い	監査人団体については、会計士制度が参考となる。独立検証機関については、一部ISO/IEC 17043が参考となる

図表 1.2-5 各認定プログラム及び関連業務と国際規格(JIS規格)との対応関係概要

1.3.4 その他の考慮点

本調査では、次のような観点についても検討した。それぞれの検討結果を記載した報告書箇所・内容、又は作成文書のタイトル等を(⇒)印に続けて示す。

- a. 認定業務に関する必要なマネジメントシステム関連文書等のリストアップを行った。
(⇒)「品質監査認定センター全体業務運用細則」にマネジメントシステム規定を記載し、図表 3.8-1 のマネジメントシステム業務フロー図に、主要な必要文書を記載した。
- b. 認定機関の業務自身についての業務監視・業務レビュー関連文書等の検討を行った。
(⇒)「品質監査認定センター全体業務運用細則」のマネジメントシステム規定に加え、「認定委員会委員および認定審査員規則」において、「活動のレビュー」の規程項目を設けた。
- c. 認定機関が用いるシンボル(マーク)の使用に関するルールの検討を行った。
(⇒)「シンボル類使用許諾規程」を作成した。
- d. 将来、国際相互承認が問題となる場合に備え、認証結果の同等性の担保方策を認定の側面から予備的に検討した。
(⇒)前出の ISO/IEC 17040:2005 (JIS Q 17040:2006)「適合性評価－適合性評価機関及び認定機関の同等性評価に関する一般要求事項」での、同等性評価と、ISO/IEC 17043:2010 (JIS Q 17043:2011)「適合性評価－技能試験に関する一般要求事項」での検査機関の技能の課題を検討したが、今回調査では、現状では比較すべき対象が明確でなく、その詳細に踏み込む必要はないとの結論とした。ただし、独立検証機関への監督業務の一部として、技能試験実施の可能性を示唆することとした。
- e. 制度の運用を誤解が少なく明快なものとするため、比較検討に基づき調査報告書で用いる用語を整理・統一した。
(⇒)本報告書の別表 2 及び別表 3 を参照。
- f. 主要な用語集の英語対訳案を作成し、将来の国際展開に対応しやすくした。
(⇒)本報告書の別表 3 を参照。
- g. 文書のメンテナンス性を考慮し、また将来の電子文書化に配慮した。
(⇒)メンテナンス性に関しては、制度化文書、申請文書等において、共通編をできるだけ充実させることとした。また、申請書はフォームを Excel で作成し、共通編の充実とともに、電子化が容易なように配慮した。

1.3.5 調査の進め方

本調査では、まず本制度で認定機関に必要な機能要件を、「中間報告」、国際規格(JIS 規格)の要求事項、及び他制度の実情等の調査から抽出したのち、次のステップで、成果を導くこととした。

- a. 第 1 ステップとして、(上記の調査結果から)全体構想を確定する。
- b. 第 2 ステップとして、業務フローを検討し必要な制度枠組みと文書要件を確定する。

- c. 第 3 ステップとして、それら文書それぞれの内容設計を行う。
- d. 第 4 ステップとして、実際に必要文書の記述案を確定する。

2. 認定業務文書作成の要件定義

ソフトウェア品質監査制度の認定業務に求められる要件を抽出し、具体的な認定業務文書作成のための要件を定義した。項番 2.1 から 2.8 は認定業務文書作成を必要とする業務上の要件を示した。2.9 でその結果のまとめを示した。各項目に対して、「中間報告」に基づき、また、国際規格等を参照するなどの調査を行い、それぞれの具体的な要件を定義した。

2.1 認定業務共通事項

(1) 認定プログラムの共通要件の抽出、及び要件定義

- a. 「中間報告」を基礎として、認定プログラム全体のスキームを整理した。

認定プログラムの全体スキームは、図表 1.2-1、図表 1.2-2 のようにまとめられる。図表 1.2-1 には、監査結果認証機関が位置づけられていないため、図表 1.2-2 の部分を補って読む必要がある。それらをまとめなおしたものを図表 2.1-1 に示す。

また、認定機関の業務としては、監査人団体の監督、独立検証機関団体の監督、および監査結果認証機関から出される認証リストの確認という業務を補って読む必要がある。その結果の要約を図表 2.1-2 に示す。

- b. さらに、認定機関の組織活動として整理した場合の全体スキームを整合的に洗い出した。前項の検討結果に基づいて、図表 2.1-2 の内容を組織規程としてまとめた(具体的には、次の c. 項を参照)。
- c. 認定関連の意思決定等に関わる組織構成、職掌、組織内報告体制、業務フロー等を明確にした。

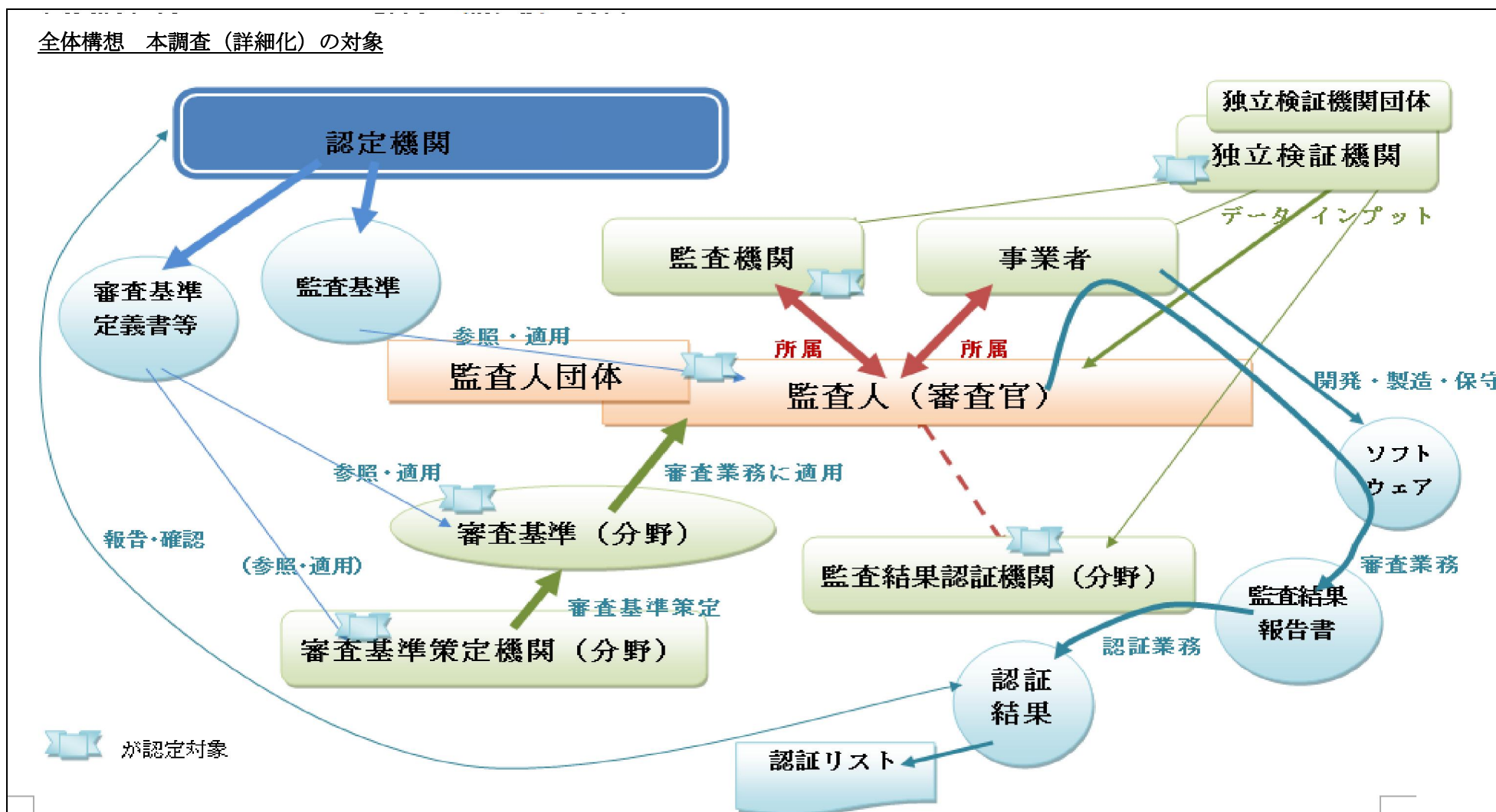
組織構成、職掌、組織内報告体制については、次の文書に整理した。

- 1) 品質監査認定センター運営規則
- 2) 品質監査認定センター全体業務運用規則
- 3) 品質監査認定センター全体業務運用細則

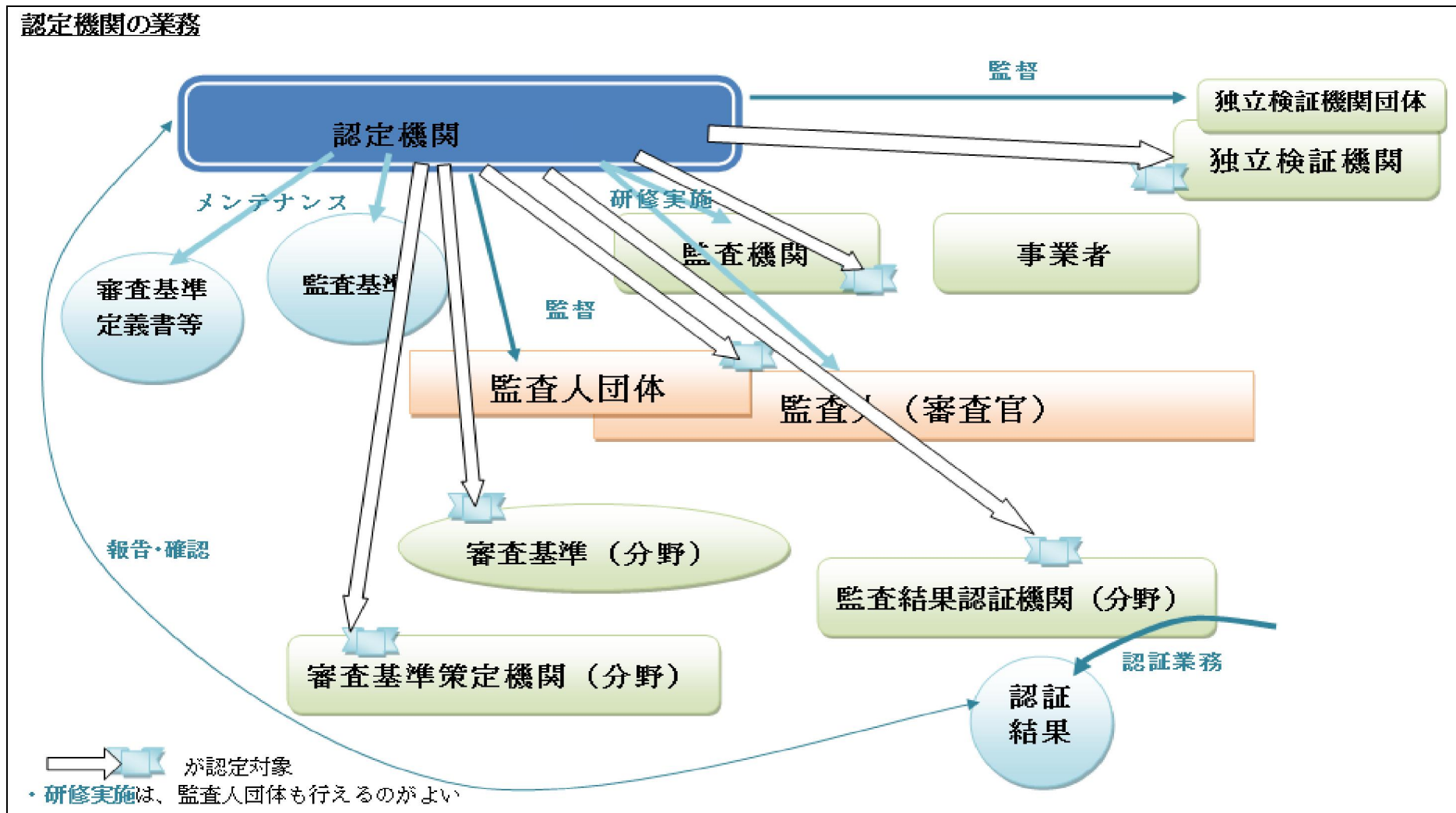
業務フローについては、図表 2.1-3 を参照。また、組織構成の概要については、図表 2.1-4 を参照。

- d. JIS Q 17011 を参照して、その要求事項との整合を図った。この際に、本制度の特質を考慮して、JIS Q 17011 の規格体系(図表 1.2-3)に当初から合致すべき部分、将来合致させる余地を残す部分等を、図表 1.2-5 に示したように大きく区分した。
将来的には、監査人認定等の業務を認定機関から分離することが国際整合を良くするものと言える。
- e. 審査要員(専任要員、外部専門家等)の資格要件、権限、順守事項等は、「認定委員会委員および認定審査員規則」において明確にした。

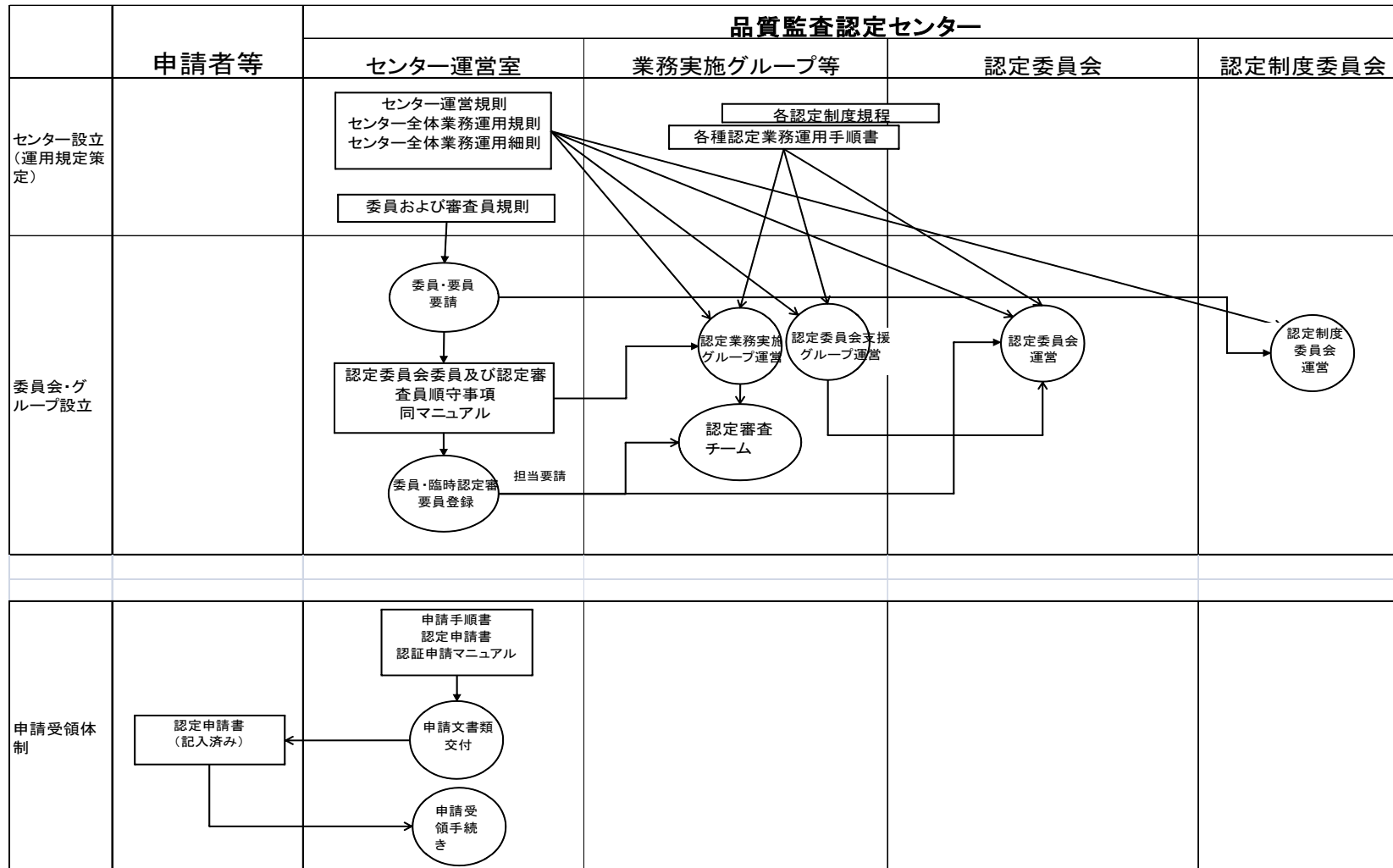
全体構想 本調査（詳細化）の対象



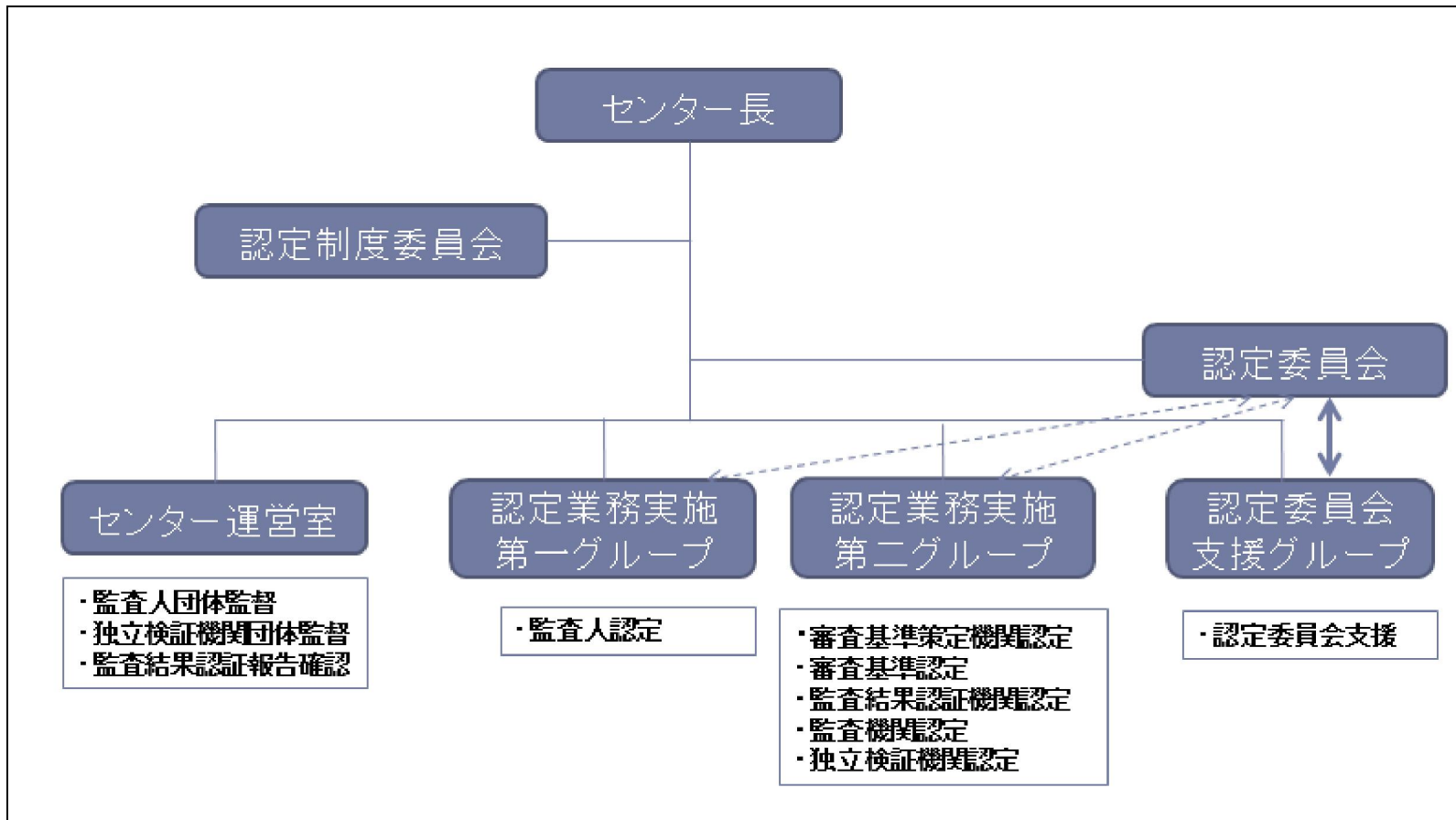
図表 2.1-1 ソフトウェア品質監査制度の(認定機関から見た)全体像



図表 2.1-2 認定機関業務を中心とした整理



図表 2.1-3 組織設立・委員会設置運営・申請受領体制の業務フロー



図表 2.1-4 センターの組織構成

(2) 認定基準策定の共通要件の抽出、及び要件定義

- a. 認定の基準は、それぞれの認定課題ごとに異なる部分と、共通的部分があるので、その共通的部分はどのような範囲かを明確にした。その概要は次の通り。
- 1) メンテナンス性、一覧性の観点から、できるだけ共通規程でカバーするようにした。共通規程内でも、特定の条項が適用されるものと、されないものがあるという記述を設けた。
 - 2) 各認定プログラムで具体的な条件から、特記すべき点はプログラム別の「個別プログラム編」に特記事項として記述することとした。
 - 3) 監査人認定(対象が専門家認証にあたる)、審査基準認定(対象が文書である)は、状況が特殊なことが多いため、共通規程ではカバーできないことが多い。
 - 4) 制度規程と、申請手順書は、原則として、すべてのプログラムに対して対応する特定規程を用意する方針で臨んだが、結果的には「特記事項なし」としたものがある。
- b. 共通認定基準には、JIS Q 17011 の項目 8.1.1、8.1.2 を基礎として、その本調査での是非を検討して、ほぼ全項目を認定基準(共通編)に盛り込んだ。

(3) 認定申請の手順等の共通要件の抽出、及び要件定義

- a. 認定を行う審査において、その審査要員の資格要件、選任手順等を「認定委員会委員および認定審査員規則」で明確にした。
- b. 認定審査の申し込みから、審査結果の決定に至る一連の流れの共通部分を定義した。共通事項の考え方については、(2)a.項を参照。またそれに追加して次の対応を行った。
- 1) 申請フォーム、マニュアル類、順守事項類は、共通規程でカバーできるが多かったので、特に必要な認定プログラム以外は固有規程を作成しないこととした。
- c. JIS Q 17011 で求められている認定審査要員の活動の監視が必要かどうか検討し、簡潔な記載を、“要員活動のレビュー”の形式で「認定委員会委員および認定審査員規則」に盛り込んだ。
- d. 認定証の発行要件、記載すべき内容の要件を上記 JIS Q 17011 に沿って、「認定証付与規程」で明確にした。

(4) 認定の更新にかかわる共通手順の要件の抽出、及び要件定義

認定は定期的な見直しから認定の更新が必要であり、その周期と開始手順および更新手順開始後の業務の流れを整理し「認定制度規程(共通編)」にまとめた。

なお、更新周期はプログラムごとに異なり、次のようにした。

監査人認定	2年
審査基準認定	5年
その他の認定	3年

(5) サーベイランス(対象に対する随時または定期的確認・査察)の共通要件の抽出、及び要件定義

- a. 認定は随時または定期的確認・査察が必要になると思われるので、そのトリガーとなる要因を明確化し、またそうした手順開始後の業務の流れを整理し、「認定制度規程(共通編)」において、要件としてまとめた。なお、サーベイランスという用語は認定・認証の専門家内では周知の用語であるが、一般的には聞き慣れない面もあると考え、「維持審査」、「臨時審査」という用語を使用することとした。
- b. 認定の一時停止、縮小等の要件および手順を、同様に「認定制度規程(共通編)」において、明確にした。

(6) 認定取消しに関する手順の要件の抽出、及び要件定義

- a. 認定の対象(組織、監査人等)の共通の順守事項と順守事項違反事案判定フローを、「認定制度規程(共通編)」において、明確にした。
- b. 認定内容の変更又は取り消しを行う場合の手順に関する要件、手順に伴う担当責任等の要求事項等を、「認定制度規程(共通編)」において、明確にした。

(7) 認定対象の範囲(国籍、法人格等)の定義

- a. 認定の対象となる人、組織の範囲はどのようなものがよいか、ソフトウェア品質監査の制度全体の設計の具体化の状況を判断して、具体策を示した。会計監査法人の制度等の動向を参考として、海外法人等の本制度への参加に制約がないように、「認定基準(共通編)」で、明確化した。
- b. 反社会的団体、国際的な貿易規制等を考慮した、認定対象の制約を、通例に従って「認定基準(共通編)」の要件として明確化した。

(8) 対象となる企業活動の国際的なビジネス展開に対応するための要件定義

対象となる企業活動が国際化しているため、海外製造拠点、海外への発注等、サプライチェーンが複雑化している。そのような状況下での品質監査の方策について、認定制度の立場から実施すべき制度化の内容を検討したが、海外に対してオープンとする対応とし、特定の条項は記載しなかった。

なお、上記の(1)-(8)の要件分析において参照した現存する認定・監査の関連組織・制度・制度運用の主要例は次のものである。これらの文書の内容の簡単な概要説明を巻末の別表 1 に示した。

JAB(公益財団法人 日本適合性認定協会)の制度化例

JAB-1-認定制度一覧

JAB-2-本協会の認定プログラム

JAB-3-認定審査員募集例

NITE(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)の制度化例

NITE-1-組織案内

NITE-2-組織構成図 e
 NITE-3-組織規程
 NITE-4-適合性認定プログラム
 NITE-4-適合性認定分野
 NITE-5-試験所認定制度ー計量のトレーサビリティと自動車産業の関わりについて
 W11_IAJapan
 NITE-6-IAJapan 審査員・技術アドバイザー服務要領 urp01s04_01
 NITE-7-認定非常勤職員募集例

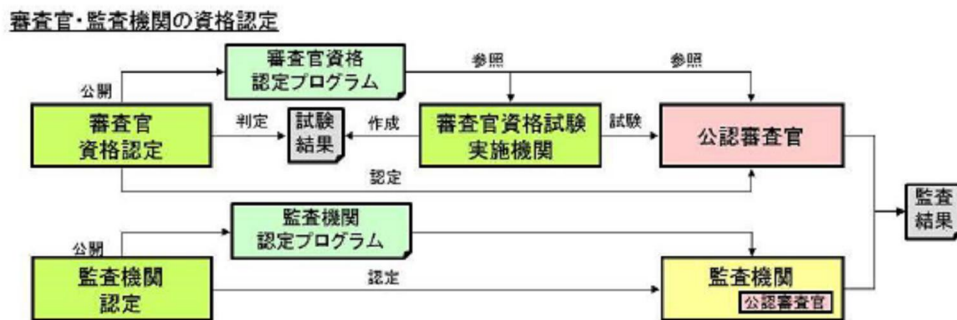
NITE の制度化例のうち ASNITE 制度に属すもの

ASNITE-1-公表文書
 ASNITE-2-試験事業者認定の取得と維持のための手引き TERP22-01
 ASNITE-3-製品認証機関認定一般要求事項 PCRP21-06
 ASNITE-4-認定等公表履歴

2.2 監査人(公認審査官)資格認定

(1) 監査人認定プログラムの要件の抽出、及び要件定義

はじめに、「中間報告」が述べるこの制度のスキームを、図表 2.2-1 において確認する。



図表 2.2-1 「中間報告」での監査人に関する位置づけ

本制度の監査人認定プログラムは、ISO/IEC 17024:2003 (JIS Q 17024:2004)「適合性評価ー要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」(以下、単に JIS Q 17024 という)を基本にしている。

例えば ISO9001 審査員の認証は JIS Q 17024 に完全に基づいているが、本制度の監査人は、公認会計士の監査制度を基に設計しているため、JIS Q 17024 とは若干のずれがある。

JIS Q 17024 の大部分は、認定制度規程(共通編)と品質管理認定センター全体業務運用細則に定められているが、漏れているまたはさらに必要と思われる要件を図表 2.2-2 に示すように追加した。

JIS Q 17024	認定制度規程 (共通編)	[品質管理認定 センター]全体業 務運用細則	認定基準書(監査人 認定プログラム編)
4. 認証機関に対する要求事項			該当なし
4.1 認証機関			該当なし
4.2 組織構造		3. 認定制度委 員会	該当なし
4.3 認証スキームの開発及び 維持	2. 認定制度概要		該当なし
4.4 マネジメントシステム		8.2 マネジメント システム	該当なし
4.5 下請負契約			該当なし
4.6 記録		7.1 記録管理 8.4 記録	該当なし
4.7 守秘義務			追加 (監査人認定基準の 4.3 c)
4.8 セキュリティ			該当なし
5. 認証機関が雇用又は契約す る者に対する要求事項			該当なし
5.1 一般			該当なし
5.2 試験員に対する要求事項	認定業務運用手順書(監査人認定プ ログラム編)監査人面接手順書に規定		該当なし
6. 認証プロセス	3. 認定申請		—
6.1 申請	3.2 認定申請の手 順		該当なし
6.2 評価	4.1 認定審査の手 順		追加 (監査人認定基準の 4.)
6.3 認証に関する決定	5. 認定判定		追加 (監査人認定基準の 4.3)
6.4 サーベイランス	7.1 維持審査		追加 (監査人認定基準の 5.)
6.5 再認証	8. 認定更新		追加 (監査人認定基準の 5.)
6.6 証明書及びロゴ/マークの 使用	6.2 認定証の付与 6.6 認定シンボル の使用許諾		該当なし

図表 2.2-2 JIS Q 17024 と共通編との比較

(2) 監査人認定基準の要件の抽出、及び要件定義

ISO/IEC 19011:2002 (JIS Q 19011:2003)「品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のため
の指針」と「中間報告」を参照して監査人認定基準として本書で取り込むべき要件を整理した。

この抽出作業により、「監査の原則」「監査人の力量及び評価」など、監査人の資質を認定基準

に取り入れた。

- a. 業務経験の評価(専門分野での業務経験、監査における業務経験)
- b. 講習会の受講及び修了試験の合格
- c. 監査スキルの評価(専門分野での審査基準に従って監査できるスキル)
- d. 監査人の力量の評価(研修実績、業務態度の観察、面接から判断される資質)
- e. 候補者により産出された経験を示す文書等の証拠物

(3) 監査人認定申請の手順等の要件の抽出、及び要件定義

ISO/IEC 17021:2011(JIS Q 17020:2011)「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」をベースに監査人の認定を行う機関の申請手順を図表 2.2-3 に整理した。

JIS Q 17021	認定制度規程 (監査人認定プログラム編)	認定申請手順書 (監査人認定プログラム編)	認定申請書フォーム(監査人認定プログラム編)
9.1 一般要求事項	認定制度規程(共通編)	-	-
9.2 初回審査及び認証	3.4 認定申請	3. 初回審査の認定審査手順	申請書フォーム1、2
9.3 サーベイランス活動	3.7 認定の一時停止、取り消しまたは認定範囲の縮小	6. 維持審査	申請書フォーム1、2
9.4 再認証	3.9 監査人資格の更新	7. 更新審査の申請	申請書フォーム1、2
9.5 特別審査		7.2 監査人補の有効期限の延長	監査人補資格更新延長願
9.6 認証の一時停止、取消し又は認証範囲の縮小	3.7 認定の一時停止、取り消しまたは認定範囲の縮小		申請書フォーム1、2
9.7 異議申立て	認定制度規程(共通編):10. 異議申立て		
9.8 苦情	認定制度規程(共通編):11. 苦情処理		
9.9 申請者及び依頼者に関する記録		8. 審査記録と文書管理	

図表 2.2-3 JIS Q 17021 をベースとする申請手順

監査人認定は、専門家である認定審査員が一人一人と面接することにより、監査人の資質を評価する仕組みである。そのため、「監査人認定プログラム面接マニュアル」に次のポイントを規定し

た。

- a. 監査人の資質に関する評価ポイント
- b. 実務経験に関する評価ポイント
- c. 面接時の手法上のポイント

(4) 監査人の資格更新にかかわる手順の要件の抽出、及び要件定義

本制度の監査人の更新に必要な条件を定めるにあたり、認定制度規程(共通編)、ISMS 主任審査員および公認会計士の更新基準を参考に、有効期限、更新条件を定めた。

	有効期限	更新条件
認定制度規程(共通編)	3年	初回審査と同じ
監査人	2年	・1年以上の継続的な監査実務、またはソフトウェアのリリースを含む2回以上のフル監査実務 ・継続教育単位を60(TBD)ポイント以上
監査人補	5年	更新制度なし
ISMS 主任審査員(参考)	1年ごとの維持登録、3年ごとの更新登録	・継続的専門能力開発 15時間以上 またはリフレッシュ研修コースの修了(直近1年) ・有効な審査実績 3年間で3件以上(異なるISMS) 主任審査員:リーダー実績 審査員:メンバー実績(直近3年)
公認会計士(参考)	なし	更新期限はないが、日本公認会計士協会の継続的専門研修の受講を義務化

図表 2.2-4 資格更新の比較

(5) 監査人の資格取消しに関する手順の要件の抽出、及び要件定義

JIS Q 17024 等の関連規格を参照し、①認定取消の根拠となるような情報または客観的証拠、②取り消しの決定、③認定取消の決定が下された後の措置、④取り消しの期間、などの手順、判断基準を抽出し、要件として整理した。

センターが定める適正な手順を経て、認定委員会が判断した場合、当該監査人の認定の一時停止、取り消しまたは専門分野に関する認定範囲の縮小を行うことがある。

- a. 監査人としての倫理規定に違反した場合
- b. 監査人団体からの意見表明の結果、認定状態に疑義が生じ、認定状態を不相当と判断された場合

なお、認定の更新を行わなかった場合、認定状態は無効となる。

(6) 監査人補制度

ISO9001 審査員は、通常一定時間の講習と修了試験をパスすることで審査員補となり、さらに実務経験を経て、審査員あるいは主任審査員となるような資格である。

ISO9001 審査員、本制度の監査人、公認会計士の資格概要を図表 2.2-5 に示す。

	ISO9001 審査員	本制度の監査人	公認会計士
役割と責任	対象組織のマネジメントシステムの適合性の審査	製品の品質、プロセスを含めライフサイクル全体の適合性	法律に基づく、対象組織の統制プロセスの妥当性を保証
資格の特徴	個人の資質を求める	専門性を求める	専門性を求める
責任性	特に問われない	結果に対する有限責任	結果に対する有限責任
制度の根拠	JIS Q 17011 JIS Q 17024	同左	公認会計士法

図表 2.2-5 資格の概要

本制度の監査人には、図表 2.2-5 の公認会計士を参考に、JIS Q 17024 の審査機関の要員の認証要件に加え、さらに自らの業務に対する専門性を求める制度が必要である。

このため、本制度の監査人は、次に示すように専門性と責任制を段階的に身につけながら、監査人を目指す制度とする。

ステップ 1: システム開発・運用あるいは品質保証業務の知識・能力を持つ者と評価され、監査人補に認定される

ステップ 2: 監査人有資格者の下で、本制度の実務を補助する

ステップ 3: 本制度の実務を総合的に評価され、監査人に認定される

上記のステップ 1 の監査人補は単独で本制度の監査業務を行うことはできない。

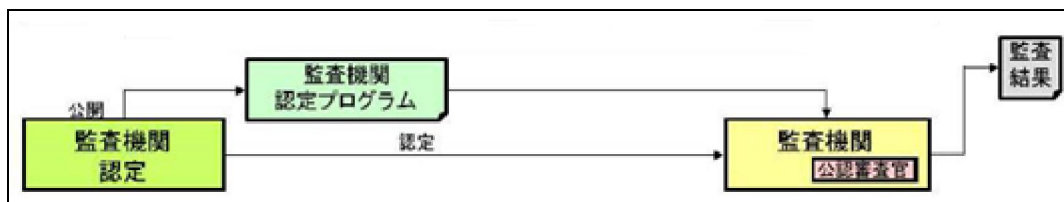
監査人補は有効期限が過ぎると資格を喪失するため、申請により 2 年間資格を延長する仕組みとしている。

2.3 監査機関認定

(1) 監査機関プログラムの要件の抽出、及び要件定義

監査機関認定プログラムの要件を抽出及び要件定義を行うために、この制度のスキームと国際制度のスキームを確認する。

「中間報告」P36 では、下図に示す監査機関の認定のスキームを定めている。



図表 2.3-1 「中間報告」での監査機関に関する位置づけ

同様に「中間報告」の P33 では、監査機関について、以下のように定義している。(原文のまま)

監査機関について(「中間報告」P33 より引用)

「監査機関」は、監査に対応する目的で複数人の「公認審査官」により組織的に監査業務を実施する能力があると公式に認定された組織となる。公認会計士制度の監査法人を参考としている。「公認審査官」と「監査機関」を総称し「監査人」と呼称する。

監査機関(「中間報告」P46 より引用)

下記の監査に対応する目的で複数人の公認審査官により組織的に監査業務を実施する能力があると公式に認定された組織

- ・ 大規模あるいは複雑な製品・サービスに対する監査
- ・ 複数の製品・産業分野に跨る製品・サービスに対する監査
- ・ 高い監査精度が要求される監査

図表 2.3-2 監査機関の定義(「中間報告」より引用)

本制度の監査機関は、会計制度等の監査法人を参考にして制度設計されているため、工業標準の系統である「国際規格」には対応するものはない。

本制度の監査機関は、一身専属的な認定資格を持つ構成員からなる法人、又はその一部署であることを目指しているため、会計制度の監査法人(会計法人)を参考に認定基準を作成する。

(2) 監査機関認定基準の要件の抽出、及び要件定義

公認会計士法(昭和二十三年七月六日法律第百三号)においては、監査法人の定めの大筋は以下の条項がある。

(社員)

第三十四条の四 監査法人の社員は、公認会計士又は第三十四条の十の八の登録を受けた者でなければならない。

3 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

(業務の範囲)

第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 第二条第二項の業務

二 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(登記)

第三十四条の六 監査法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

(設立の手續)

第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を定めなければならない。この場合において、その社員になろうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。

図表 2.3-3 監査法人の設立条件の抜粋(公認会計士法昭和二十三年七月六日法律第百三号
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO103.html> より参照可)

監査機関は、登記された法人または官公庁を対象とし、公認会計士法を参考に監査機関の認定要件を設計した。ただし、公認会計士法と異なり、特に法律等による規制はない。

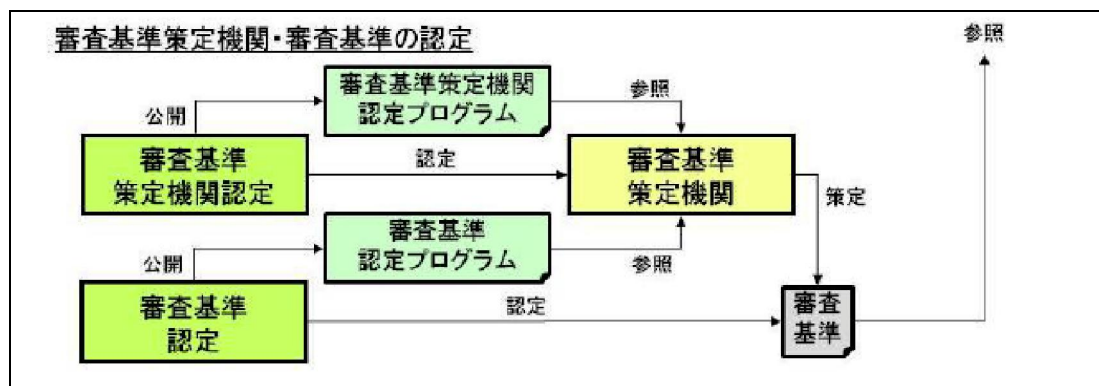
また、図表 2.3-2 の監査機関の定義を考慮すると、国際規格の品質マネジメントを参考にした品質管理体制を構築することなどを含め以下のような最低限の要件が抽出された。

- a. 5人以上の監査人がいなければならない
- b. 監査人の職業倫理を定め、守ることを誓約させる
- c. 監査機関の品質管理体制を構築する

2.4 審査基準策定機関認定

(1) 審査基準策定機関認定プログラムの要件の抽出、及び要件定義

「中間報告」では、下図のように審査基準策定機関の認定のスキームを定めている。



図表 2.4-1 「中間報告」での審査基準策定機関の認定スキーム

「中間報告」を基礎として、JIS Q 17011 を参照した結果、その要求事項との対応は認定制度規程(共通編)で吸収されていた。また、審査基準策定機関認定プログラムについても一般的な機関の認定スキームで問題ないと考えられ、共通の認定スキームをそのまま使用することとした。

なお、基準策定は ISO 等の国際基準策定機関自体に該当するため、審査基準策定機関の認定に該当する国際規格はない。

(2) 審査基準策定機関認定基準の要件の抽出、及び要件定義

a. 「中間報告」を参照して整理し、審査基準策定機関認定基準を抽出し要件として整理した結果、審査基準策定機関に対する認定基準には共通要件で定義された機関に対する認定基準以外としては、以下に示す項目を認定基準項目として挙げることにした。

1) 審査基準策定に関連する実績

2) 審査基準策定に関するプラン

また、JIS Q 17011 からは特に捕捉すべき事項はなかった。

b. 「ソフトウェア品質監査制度(仮称)における審査基準策定業務に係る調査及び文書作成」の予定成果物である「審査基準定義書」「審査基準策定ガイドライン」「審査基準適用ガイドライン」及び「審査基準リファレンスモデル」の内容を理解していることは、認定基準策定機関にとって必須と考え、認定基準項目として取り込んだ。

c. 審査基準策定機関認定基準のベースとなる審査基準策定機関に要求される「能力」を a. で挙げた項目以外に、「中間報告」を参照して以下のように定義した。

1) 本制度に精通している

2) 業界を代表している(コンセンサスを得られるような立場にある)

(3) 審査基準策定機関認定申請の手順等の抽出、及び要件定義

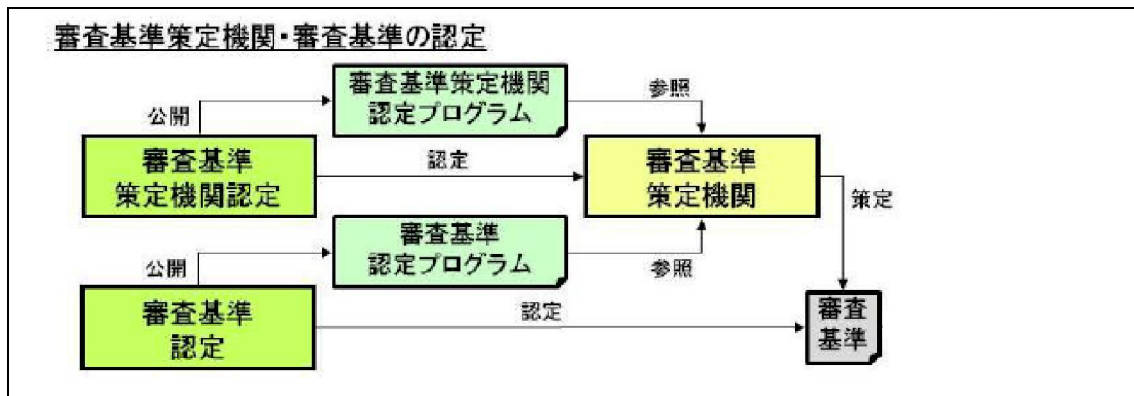
a. 審査基準策定機関の認定申請の手順を、「中間報告」及び JIS Q 17011 を参照して明確にした。その結果、審査基準策定機関の認定申請の手順は、共通要件で定義された機関に対する認定申請手順と差異はなかった。

b. 認定業務の共通要件で定義された諸項目との詳細での相違についても、特になかった。

2.5 審査基準認定

(1) 審査基準認定プログラムの要件の抽出、及び要件定義

「中間報告」では、下図のように審査基準の認定のスキームを定めている。



図表 2.5-1 「中間報告」での審査基準の策定に関する位置づけ

- a. 標準的な審査基準の考え方そのものは、審査基準 WG で検討を行った。本調査では、審査基準 WG の検討経過を取り入れ、審査基準定義書等を認定基準の核として採用した。
- b. 審査基準認定プログラムの検討では、さらに、JIS Q 17011 を参照したが、審査基準認定では認定対象が文書であり、ほぼ同規格の適用は意味がないとの結論となった。
- c. また、同様に認定・認証に関わる一般的な用語を定義している国際規格 ISO/IEC 17000:2004(JIS Q17000:2005)「適合性評価—用語及び一般原則」を参考にして、標準的用語などがこの審査基準認定プログラムにどの程度適用できるか検討したが、特に JIS Q 17011 と区別して取り込むべき内容はなかった。

(2) 審査基準の認定基準の要件の抽出、及び要件定義

上記(1)a.で述べたように、審査基準定義書の内容は、ほぼそのまま審査基準認定要件とした。一方、審議の途中経過を取り入れた時点では、審査基準策定ガイドラインの内容から認定基準に直接取り込むべき内容は見出されなかった。それに代えて、審査基準策定機関が策定しなければならないなど外形的要件と、リスク分析など抽象的な要件を暫定的に追加した。

- a. 分野ごとの審査基準に対しては、審査基準定義書等との相違を認める範囲のうち、審査基準定義書自体では定義しきれていないと思われる要件を考察した。現在の審査基準定義書では、特定の用語の制約はあまり設けていないと解釈されるが、構造には制約を設けていると解釈されるため、それらの制約の厳格さについては今後詳細に検討・調整する必要がある。
- b. 具体的には、字句等の相違に対して、適合判定の許容度合のガイドを作成するのがよいが、その点は、審査基準定義書の審議が深まってから検討するのがよい。
- c. 以上のように、「ソフトウェア品質監査制度における審査基準策定業務に係る調査及び文書作成」の成果物である「審査基準定義書」「審査基準策定ガイドライン」「審査基準適用ガイドライ

ン」及び「審査基準リファレンスモデル」の考え方を取り入れ、認定基準全体に反映したが、この作業項目は引き続きより詳細化する必要がある。

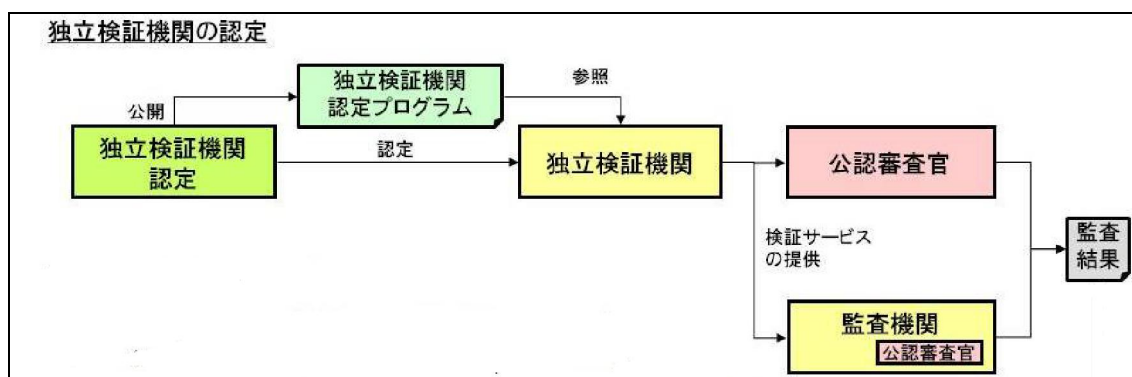
(3) 審査基準の認定申請の手順等の要件の抽出、及び要件定義

- a. 審査基準の認定における、組織構成、職掌、組織内報告体制、業務フロー等を検討したが、これらの点は、大きくは共通規程と相違しない。
- b. 認定業務の共通要件で定義された諸項目との詳細での相違について検討したが、基本的な着眼点は、次のようである。
 - 1) 認定対象が組織や人ではなく文書である
 - 2) 策定機関が複数提出可能である
 - 3) 審査基準は策定機関の間で移管の可能性がある

2.6 独立検証機関認定

(1) 独立検証機関認定プログラムの要件の抽出、及び要件定義

「中間報告」では、下図のように独立検証機関認定プログラムのスキームを定めている。



図表 2.6-1 独立検証機関の認定業務

独立検証とは、高い信頼性をもつソフトウェアの実現を目的とした第三者によるソフトウェア評価手法である。人工衛星、航空機、自動車をはじめ膨大な数のソフトウェアにミスがあると、最悪の場合には、人命が失われることになるかもしれない。そのため、ソフトウェアのミス等を確実に見つけ出す手法である。

「中間報告」の P46 では、独立検証機関について、以下のように定義している。

独立検証機関について

「独立検証機関」は、監査人からの依頼により高度な専門知識と技術が要求される検証業務を独立に実施する能力があることを公式に認定された組織

参考までに、文部科学省の宇宙開発委員会 安全部会等で、独立行政法人 宇宙航空研究開発機構 (JAXA) が打ち上げた宇宙ステーション補給機 (HTV) のソフトウェアの安全評価について、「ソフトウェア作動を保証するために、独立検証を実施しているか」といった質問に対して回答された内容を図表 2.6-2 に示す。

開発部門	独立部門による独立検証
要求仕様／設計仕様審査の実施	特化した視点での要求仕様／設計仕様の評価 ●ソースコードを独自に作成し、様々な条件で動作させ、ハザードを生じさせる条件が整わないことを評価。 ●ボイジャーやガリレオ衛星で使用した安全チェックリスト等を使用し、陥りやすい設計誤りの有無を評価。
ソフトウェアのソースコードの審査	ソースコードの評価(アリアン5ロケットの事故原因となった桁溢れ事象の有無の確認等特定リスクに特化した評価)
単一ソフトウェアを対象とし、ソフトウェア内部の全機能分岐条件を通す単体検査	
ひとまとまりのソフトウェアを対象にし、宇宙環境、推進系、センサ等を模擬するソフトウェアシミュレータを使用した、実運用シナリオや異常発生ケースを検証するソフトウェアの集合体としての検査	ソフトウェアの集合体としての評価(独自に識別した要検証ケース中、開発者が設定していない試験ケースの実施)
実計算機、実センサと、宇宙環境シミュレータを使用し、誘導制御計算機全体を対象にした誘導制御サブシステム試験	

図表 2.6-2 ソフトウェアの独立検証(文部科学省宇宙開発委員会 安全部会(平成 22 年)
(第 4 回) 議事録より引用)

(2) 独立検証機関認定基準の要件の抽出、及び要件定義

本制度での検証業務機関認定には、試験・校正を行う機関を対象としている国際規格である ISO/IEC 17025 (以下、単に JIS Q 17025 という) がほぼ対応する。

この制度において、JIS Q 17025 に準拠した独立検証機関の認定を受けるメリットは以下のものがある。

- a. 監査人に安心して利用してもらえる。また、検証結果を用いた監査結果が監査結果認証機関により認証を受ける際の信憑性が高まる。
- b. 2000 年に JIS Q 17025 の適合性認証を受けた試験所・校正機関の相互承認が合意されているため、今後、独立検証機関が ILAC 制度を参考に国際相互承認を受けられる可能性がある。

JIS Q 17025 は、試験・校正の非常に多くの業務に対応した要求事項項目を含んでおり、試験所版の ISO 9001 といえる。現在、国際基準 (JIS Q 17011 と JIS Q 17025) に適合と宣言している国内の試験所認定機関に以下の 4 つがある。

- a. IAJapan ((独) 製品評価技術基盤機構 認定センター)
- b. JAB ((財) 日本適合性認定協会)

c. JCLA((社)日本化学工業協会日本化学試験所認定機構)

d. VLAC((株)日本電磁環境試験所認定センター)

状況に応じた解釈が必要であることを理解したうえで、「JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項の理解のために」(平成19年6月1日独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター)を基に作成した本制度での適用の留意点を図表 2.6-3 にまとめる。

JIS Q 17025 (試験・校正を検証と訂正)	本制度での適用の留意点
4 管理上の要求事項	
4.1 組織	評価組織の独立性を求めているが、組織的に完全な独立までは不要
4.2 マネジメントシステム	ISO9001 品質マネジメントシステムの構築と同じ
4.3 文書管理	品質マネジメントシステムの構築と同じ(ソフトウェアは一般的に文書扱いであるが、評価設備に組み込まれたソフトウェアは設備で扱う)
4.4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認	現在取扱っていない新しい評価依頼をスクリーニングし、当該業務を受ける能力があるか否かを定めるための方針又は手順
4.5 検証の下請負契約	自分が提供している評価業務を他の試験所に委託する際の管理手順
4.6 サービス及び供給品の購買	ISO9001 の購買に該当する
4.7 顧客へのサービス	依頼者に対する守秘義務
4.8 苦情	「依頼者」からの苦情の扱いや記録手順
4.9 不適合の検証業務の管理	特定の評価業務がこの規格の要求事項或いは評価方法規格に決められた手順・条件を満たさない場合の方針・手順
4.10 改善	マネジメントシステムの有効性の継続的な改善
4.11 是正処置	特定された問題への対処と原因究明
4.12 予防処置	不適合の潜在的要因の事前排除
4.13 記録の管理	依頼者との間での機密保持、データバックアップ及び保護の手順
4.14 内部監査	品質システムの内部監査
4.15 マネジメントレビュー	品質システムの経営者による見直し
5 技術的要求事項	
5.1 一般	正確さ及び信頼性を決定する技術的要因
5.2 要員	検証報告書への署名を行う者は、評価機関が承認した責任者の署名及び/又は押印を確認・識別できることが必要
5.3 施設及び環境条件	入室管理やアクセス制御など、適正な実施結果が得られる条件(許容限度)を明確にすること
5.4 検証の方法及び方法の妥当性確認	共通評価手法や評価基準など、評価またはサンプリングがある場合の不確かさの妥当性を確認する規格、仕様、類似の手順(データの完全性保護のためのコンピュータ運用の管理も含む)
5.5 設備	リース・レンタルを含め、必要な設備、操作を管理できていること
5.6 測定トレーサビリティ	(該当しない)JIS Q 17025 では認証標準物質の校正や測定トレーサビリティを意味するため、独立検証機関と

	してのトレーサビリティの概念が必要
5.7 サンプルング	(該当しない) JIS Q 17025 では製品のサンプルングを意味するため、独立検証機関としてのサンプルングの概念が必要
5.8 検証品目の取扱い	識別、状態確認、評価準備、評価結果の識別、梱包、引渡しといったライフサイクル毎の管理手順
5.9 検証結果の品質の保証	検証業務の有効性の監視のため品質管理手順
5.10 結果の報告	報告書に対して、有効性が失われないだけの十分な技術内容を求めている

図表 2.6-3 JIS Q 17025 の本制度での適用の留意点

ソフトウェア検証は、基準器を用いた計測・製品認証と比べると性格が異なることを考慮し、独立検証機関の認定に必要とする認定基準への要件は以下のようにした。

- a. 実施体制の確認(各責任者の配置)
- b. 管理規定の確認(品質マニュアル等)
- c. 検証設備の管理状況の確認
- d. 技術事項(要員の教育、作業手順書、記録保持、検証報告書等)
- e. 不確かさ等検証結果の信頼性確認
- f. 検証業務の必要に応じて、JIS Q 17025 の個別項目に準拠した運用規程

図表 2.6-4 独立検証機関に対する認定基準

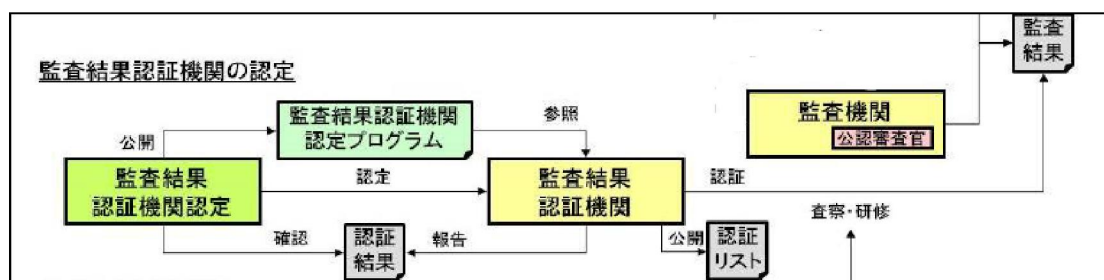
(3) 独立検証機関認定申請の手順等の要件の抽出、及び要件定義

- a. 独立検証機関に対する認定における、認定機関側の組織構成、職掌、組織内報告体制、業務フロー等を明確した結果、独立検証機関の認定申請の手順は、共通要件で定義された機関に対する認定申請手順と差異はなかった。
- b. 認定業務の共通要件で定義された諸項目との詳細での相違についても、特になかった。

2.7 監査結果認証機関認定

(1) 監査結果認証機関の設置が必要なケースの状況を踏まえた、監査結果認証機関認定プログラムの要件の抽出、及び要件定義

「中間報告」では、下図のように監査結果認証機関の認定のスキームを定めている。



図表 2.7-1 「中間報告」での監査結果認証機関の認定スキーム

監査結果は監査人個人としての結果報告であるため、十分な権威性を確保できない場合もあると考えられる。また、監査人は監査機関に所属しているケースだけではなく、所属していないケースもあり監査報告についても同様のケースが想定され、監査結果の統一性を確保できないケースが考えられる。

監査結果認証機関を設置し、その機関による監査結果の認証の仕組みを導入することにより、認証機関の認証による公開性の確保、権威性の確保、及び監査結果の統一性を確保できることが期待される。また、ソフトウェアのライフサイクル全体を通じた一貫性も期待される。

なお、国際基準(JIS Q 17011 と ISO/IEC Guide 65:1996 (JIS Q 0065:1997)「製品認証機関に対する一般要求事項」)に適合宣言している製品認証機関認定機関に以下のものがある。

- a. JAB
- b. IAJapan (ASNITE 製品プログラム)
- c. 経済省 JASC 室 (JIS 製品の認証機関を認定(登録))

(2) 監査結果認証機関認定基準の要件の抽出、及び要件定義

a. 監査結果認証機関に対する認定基準について、以下のように定義した。

- 1) 本制度に精通している
- 2) 業界に精通している
- 3) 対象とする審査基準が明確である

ISO/IEC Guide 65:1996 (JIS Q 0065:1997)「製品認証機関に対する一般要求事項」は量産品等の製品自体の認証の認証機関を対象としているが、類似性は多いと言える。しかし、Guide65の製品認証は製品種別ごとの国際規格に基づいた製品認証の仕組みであり、本制度では制度独自基準であること、又監査(審査)がすでに完了しているものに対する認証であることから、立場は異なる。したがって、Guide 65 の要求事項については、本制度に適合するよう一部修正を加えた形で認定基準に取り込むこととした。

ISO/IEC 17021:2011 (JIS Q17021:2011)「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」については、監査結果認証機関の認定基準として取り込むべき事項は特になかった。

b. 監査結果認証機関に対する認定基準について、ソフトウェアの特殊性などの観点から追加的に必要な事項は特になかった。ただし、本制度下の視点としては、ソフトウェアのライフサイクル全体を通じた品質確保のための認証という視点は重要である。

(3) 監査結果認証機関の行う認定申請の手順等の抽出、及び要件定義

- a. 監査結果認証機関に対する認定における、認定機関側の組織構成、職掌、組織内報告体制、業務フロー等を明確した結果、監査結果認証機関の認定申請の手順は、共通要件で定義された機関に対する認定申請手順と差異はなかった。
- b. 認定業務の共通要件で定義された諸項目との詳細での相違についても、特になかった。

2.8 認定業務のその他業務

(1) 認定基準類の保守業務に関する要件の抽出、及び要件定義

- a. JIS Q 17011 を参照して、認定基準類の有効性を継続的に改善するための要件を整理した。基本的には国際規格でもマネジメントシステムの確立運用によって対処しているので、その観点から整理した。審査基準認定に関しては、審査基準自体の保守業務は審査基準策定機関が行うので、そうした要求事項として整理した。
- b. 保守業務のトリガーとなる要因や保守業務が必要となるシチュエーション等を検討したが、上記のように基本的にはマネジメントシステム運用での改善点(是正・予防措置を含む)抽出がトリガーとなる。また、制度運用に対しての、広い意味での苦情対応、及び「認定制度委員会」の提言も、保守業務のトリガーとなる
- c. 保守業務の発議、決定等の意思決定プロセスと、影響波及プロセスのコントロールについても検討したが、これも b. 項と同様である。

(2) 認定に関わる登録・公表業務に関する要件の抽出、及び要件定義

- a. 認定に関わる結果の登録・公表業務の具体的手順を、JIS Q 17011 を参照して、「認定制度規程(共通編)」に要件としてまとめた。
- b. 「品質監査認定センター全体業務運用規則」及び「認定制度規程(共通編)」において登録・公表業務に要求される信頼性、機密性、完全性、可用性等を明確にした。
- c. JIS Q 17011 及び他制度の例を参照して、「認定制度規程(共通編)」において公表業務の公表項目、情報更新、提供範囲等を明確にした。

(3) 監査人(公認審査官)及び独立検証機関の団体の監督に関する要件の抽出、及び要件定義

- a. 監査人(公認審査官)及び独立検証機関の団体の業務実施状況及び力量を監督(報告の要求・受理、妥当性検討、是正・予防指示、記録等)するための手順を明確にし、「監査人団体等監督制度規程」に要件としてまとめた。
- b. 「監査人団体等監督制度規程」では、業務実績状況の評価、業務実績状況を改善するためのフォローアップ処置についての具体策を、会計士制度等、及び ISO/IEC 17043:2010 (JIS Q 17043:2011)「適合性評価－技能試験に関する一般要求事項」を参照して定義した。

(4) 認定に関する文書管理、証憑類の管理要件の抽出、及び要件定義

- a. 認定業務の適正性、説明責任、及び維持の観点から文書管理、証憑類の管理の要件を、「品質監査認定センター運営規則」、「品質監査認定センター全体業務運用規則」、及び「品質監査認定センター全体業務運用細則」にまとめた。
- b. 上記の文書群において、文書管理、証憑類の管理の具体的手順を明確にした。
- c. 文書管理、証憑類の管理業務遂行に必要な管理についても、JIS Q 17011 を参照して、上記文

書の内容を策定した。

(5) 業務上のトラブル等、必要な危機管理に関する組織的要件の定義

- a. 危機管理に関する要求事項は、JIS Q 17011は特に具体的には定められていないが、必要な観点を整理し、組織的要件として「品質監査認定センター全体業務運用規則」にまとめた。なお、JIS Q 17025:2005には災害対応等の規程があり、本調査でも独立検証機関に対する認定基準には一部関連規程を盛り込んでいる。
- b. 上記において、業務継続計画的な観点から組織にとって必要な事柄を整理した。
- c. 災害的な観点とは別に、認定機関及び／又は認定対象における業務トラブルへの対処の視点から、苦情等に基づく形式で、認定の一時停止、取消し、認定範囲の拡大・縮小等の業務フローを定義した。

「品質監査認定センター全体業務運用規則」に提示した事項

- a) 適切な文書管理措置(セキュリティ管理措置を含む)
- b) 苦情等の適切な管理
- c) ソフトウェア品質監査に関連する社会的な事例情報、注目すべき動向情報など収集と分析
- d) 通常の組織に要求される業務継続管理(BCM)方策の実施

(6) 認定シンボル(マーク)の被認定側での使用に関わる業務の検討

- a. ISO/IEC 17030:2003 (JIS Q 17030:2004)「適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項」を参照して具体的な検討を行い、「認定シンボル類使用許諾規程」にまとめた。この際、同規格では、マークに関する知的財産権を取得することを要求しており、本制度の国際展開及び昨今の商標トラブル事例を考慮すると、国際商標登録が必要と考えられるが、その(国際登録)実施は、規程にはもみこまず、品質監査認定センターの政策的な判断にゆだねた。

国際商標登録に関するメモ

本件に関する基礎的な解説情報は次のサイト等にある

<http://www.kanto.meti.go.jp/sodan/tokkyosodan/20011217ts6.html>

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_shouhyou/madopro_beginner.htm

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_shouhyou/mado.htm

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/h23jitumu-madopro.htm

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro0218.htm

(7) 認定業務に関する必要なマネジメントシステム関連業務の枠組みの検討

マネジメントシステムに関して、JIS Q 17011 を参照して「品質監査認定センター全体業務運用規則」、及び「品質監査認定センター全体業務運用細則」にまとめた。

(8) 認定機関の業務自身についての業務監視等の検討

マネジメントシステムと同様に、JIS Q 17011 で言及されている(a)認定機関の業務自身についての業務監視・業務レビュー行う業務、(b)認定機関の財政的業務基盤の公開のありかた、については、「品質監査認定センター全体業務運用規則」、及び「品質監査認定センター全体業務運用細則」にまとめた。また、公正な外部的評価機関として、「認定制度委員会」の設置を、「品質監査認定センター運営規則」に盛り込んだ。

2.9 文書要件定義のまとめ

作成すべきと決定した文書を業務の項目で整理すると図表 2.9-1 のようになる。この表で、共通との差分作成(▲印)を設けたのは、文書類のメンテナンス性を考慮したものである。また、業務提案時点では、文書の種別に「その他」の項目を設け、必要に応じて作成するものとしたが、実際には、それに対応する内容は「運用規定等」の形式で作成した。なお、作成した文書のフルネームは、図表 4-1「作成した認定業務文書一覧」に示している。

また、本調査で基礎として参照した JIS Q 17011 の要求事項を作成した文書でどのように反映したかを整理して、図表 2.9-2 に示す。

	100 組織規程／要 員資格	200 制度規程 ／運用規程	300 認定基準	参照規格	700 申請ワークフロー(新・再・例外)		800 順守事項(倫理規定)／マニュアル類		
					700 申請手順書	770 申請フォーム	800 担当者用	840 申請者用	870 委員用
A.認定業務共通	A101,A102, A103,A104	A200, A250	A300	17011	A700	A770	A800 (順守事項)	A840	A870, A880(順守事項 マニュアル)
B.認定シンボル使用	-	B200, B250		17030	-	B770	-	B840	-
C.監査人認定	-	C200	C300	17024 (19011/17021)	C700	C770	C800 (順守事項)	C840	C870
D.監査機関認定	-	▲D200	▲D300	会計士制度事例	▲D700	▲D770	-	-	-
E.審査基準策定機関 認定	-	▲E200	▲E300	-	▲E700	▲E770	-	-	-
F.審査基準認定	-	F200	F300	-	F700	F770	-	F840	F870
G.独立検証機関認定	-	▲G200	▲G300	17025 (17020/17043)	▲G700	▲G770	-	-	-
H.監査結果認証機関 認定	-	▲H200	▲H300	Guide 65 (17021)	▲H700	▲H770	-	-	-
I.審査官団体等の監 督	-	I200	-(I200 に含む)	会計士制度事例 (17043)	-	-	-	-	-
J.その他(保守等)	-	J200			-	-	-	-	-

図表 2.9-1 作成文書一覧(▲は差分として作成したことを示す)

JIS Q 17011	運営規則・運用規則	認定業務運用細則	認定制度(=公表文書) (共通編)	認定業務運用手順書(=所内向け 手順書)(共通編)
4.認定機関				
4.1 法的責任	(運営規則 1.3 で〔認定組織〕に属すということにより 法人とみなす)			
4.2 組織構成	(運営規則全体および一部運用規則でこの要求事 項をカバーしてる)			
4.3 公平性	(1)運営規則の認定制度委員会、認定委員会の設 置・構成により対応する (2) 運用規則 2.3 及び 7 で原則と例外措置を提示			
4.4 機密保持	運用規則 8.3 秘密保持の原則	3. 認定制度委員会		
4.5 債務及び財務	運営規則 6 財政			
4.6 認定活動	運用規則 3 認定制度			
5. マネジメント	運用規則 9 マネジメントシステム	8. 認定業務品質のマネジメ ントシステム		
5.1 一般	運用規則 9.1 マネジメントシステムの原則 及び 9.2 マネジメントシステムの基本方針及び統括	8.1 一般		
5.2 マネジメントシステム		8.2 マネジメントシステム		
5.3 文書管理		7.2 文書管理 8.3 文書管理		
5.4 記録		7.1 記録管理 8.4 記録		
5.5 不適合及び是正処置		8.5 不適合及び是正処置		
5.6 予防処置		8.6 予防処置		
5.7 内部監査	運用規則 9.3 内部監査要員	8.7 内部監査		

JIS Q 17011	運営規則・運用規則	認定業務運用細則	認定制度(=公表文書) (共通編)	認定業務運用手順書(=所内向け 手順書)(共通編)
5.8 マネジメントレビュー	運用規則 9.2 マネジメントシステムの基本方針及び 統括	8.8 マネジメントレビュー		
5.9 苦情	運用規則 9.4 苦情処理	8.9 苦情	11. 苦情処理	
6.人的資源	(認定委員会委員および認定審査員規則全体が 17011 の箇条 6 に対応) 教育訓練については、運用細則の箇条 6 でも扱う			
7.認定プロセス			(本認定制度規程全体が 17011 の箇条 7 に対応)	(認定制度規程の細則にあたる)
7.1 認定基準及び情報		2 認定制度	2. 認定制度概要	
7.2 認定の申請			3. 認定申請	
7.3 資源のレビュー			(所内処理であるため認定制度規 程には入れていない)	2.1 認定審査リソースの確認
7.4 審査の下請負契約	運用規則 11 センター業務の完結性		(該当しない)	
7.5 審査の準備			2.2 認定審査員及び認定審査チ ーム(チームへの異議申し立て 等)	2. 認定審査の準備
7.6 文書及び記録のレビュー			4.1 認定審査の手順	3 認定審査手順の 3.1,3.2,3.3
7.7 現地審査			4.1 認定審査の手順	3.3 現地審査と事前書類審査
7.8 所見の分析及び審査報告			4.3 認定審査報告書	3.6 報告書作成
7.9 意志決定及び認定の授与			5. 認定判定 6. 認定付与(別途「認定証付与 規程」がある)	4 認定委員会運用

JIS Q 17011	運営規則・運用規則	認定業務運用細則	認定制度(=公表文書) (共通編)	認定業務運用手順書(=所内向け 手順書)(共通編)
7.10 異議申立て			10. 異議申立て	
7.11 再審査及びサーベイランス			7.認定維持管理 8.認定更新	6. 維持審査 7.臨時審査、更新審査
7.12 認定の拡大			7.2 臨時審査 8.2 更新審査	
7.13 認定の一時停止、取消し、又は認定範囲の縮小			7.4 認定の一時停止、取消し、 範囲の縮小、および失効	
7.14 適合性評価機関に関する記録				8 審査記録と文書管理
7.15 試験所、校正機関に対する技能試験及びその他の比較			(現時点では扱わない)	
8. 認定機関及び適合性評価機関の責任			認定機関の義務は、	
8.1 適合性評価機関の義務			(適合性評価機関の義務は、「認定基準(共通編)」に取り込んでいる。)	
8.2 認定機関の義務			8 情報の公表 認定の登録は6.4	
8.3 認定の言及及び認定シンボルの使用			(「認定シンボル類使用許諾規程」及び「認定証付与規程」で規定している)	

図表 2.9-2 JIS Q 17011 要求事項をどのように作成文書に反映したかの整理

3. 認定業務文書の設計

上記 2. で定義した要件を踏まえ、認定業務に必要な規定文書・申請文書・登録文書類の文書体系、各文書の構成ならびに書式、各文書の記載項目、各記載項目の記載内容を設計した。項番 3.1 から 3.8 の各項目において、「中間報告」及び 2. にあげた国際標準を参照するなどの留意の下に、それぞれの文書設計を行った。

なお、今回の調査では、調査の重点を、制度設計的な側面に置くこととし、ワークフローの詳細における通知・連絡等にあたるような個々の文書の内容設計は今後の課題とした。

3.1 認定業務文書共通事項

(1) 認定業務文書の一般的類型に関する共通要件の明確化、及び各文書の共通書式、共通規則等の策定

- a. 文書類は、業務フローの定義に基づいて必要性を定義した。
- b. 基本的な共通業務フローは、次の要素(ア)–(エ)を含むものとし、分析に基づき、取捨選択・追加した。A)、B)、C)等は文書例である。

(ア) 組織体制構築と要員配備

- A) 組織概要と職掌概要の定義
- B) 審査関係者の資格要件定義と必要な就任手順概要
- C) 審査関係者(委員会委員を含む)の業務手順書、マニュアル
- D) 認定機関の権限根拠、権利及び義務、活動・運営上の制限事項の文書記載
- E) 関連機関情報の文書記載(JIS Q 17011 の要求から。)

(⇒)これらについては、次の文書に記載した。

A101_品質監査認定センター運営規則
A102_品質監査認定センター全体業務運用規則
A103_品質監査認定センター全体業務運用細則
A104_認定委員会委員および認定審査員規則

(イ) 認定申請受理業務(認定審査、再認定審査等)

- A) 申請要件と手順書
- B) 申請者マニュアル(申請フォームを含む)
- C) 認定申請組織の権利及び義務の文書記載(JIS Q 17011 の要求から。)

(⇒)これらについては、次の文書に記載した。ここで、x は図表 2.9-1 に示す A-J の記号である。ただし、C)については、「認定制度規程(共通編)」の付表に示した。

x700_認定申請手順書(共通編および各プログラム編)
x770_認定申請書フォーム(共通編および各プログラム編)
x840_認定申請マニュアル(共通編および各プログラム編)

共通編では A700、A770、A840 を作成した。

(ウ) 例外事項対応(異議申し立て、維持審査等)

別掲図 2 のようにまとめた。

(エ) 保守およびマネジメント関連業務

本項目は、3.8 で扱っている。

認定業務文書には、上記(ア)、(エ)に対応する規程文書類の他、認定業務の運用に必要なとなる下記の運用文書も含めた(上記の(イ)、(ウ)に対応)。

- 各種申請手順書

必要に応じて全ての関係者が申請手順の詳細を理解できるよう申請書の記入項目、記入手順を明記したもの。資格の登録、更新、取り消し毎の業務フローに基づいて作成し、申請とその受理に伴う手順を明記した。

(⇒) x700_認定申請手順書(共通編および各プログラム編)を参照。

- 申請等のフォーム

申請者が利用するためのもので、利用者が理解しやすく、申請受理者が取り扱いやすいことを旨として、申請書をフォームとして、設計した。

(⇒) x770_認定申請書フォーム(共通編および各プログラム編)を参照。

- 担当者マニュアル

本項目については、申請手順書及び認定制度運用規程に記述した項目と重複するため、担当者順守事項としてまとめた。

(⇒) x800_〇〇マニュアル(共通編および監査人認定プログラム編)を参照。共通編として、具体的には次の文書を作成した。

A800_認定委員会委員および認定審査員順守事項

- 申請者マニュアル

認定を申請しようとする人、又は組織が利用するためのもので、どのような手順を経ればよいかを、申請フローと必要情報項目によって明記した。

(⇒) x840_認定申請マニュアル(共通編および各プログラム編)を参照。

- 関連委員会委員マニュアル

本項目については、申請手順書及び認定制度運用規程に記述した項目と重複する部分があるため、委員業務全般のマニュアル及び委員順守事項としてまとめた。ただし、監査人認定においては、認定委員会委員等の面接における判定手順、運用手順として示した。

(⇒) 次の文書を参照。

A870_認定委員会委員業務マニュアル(共通編)

A880_認定委員会委員および認定審査員順守事項マニュアル

C870_監査人認定プログラム面接マニュアル

F870_認定委員会委員業務マニュアル(審査基準認定プログラム編)

なお、規程文書類は基本的には公開し誰でも参照できる文書とする。それにより規程文書類で制度の基本が理解できるようにする。

(2) 認定書付与

認定証の付与規程を作成した。

B250_認定証付与規程

以下で、共通文書類の内容における留意点を列挙する

「A101_品質監査認定センター運営規則」の留意点

センター長の職務に関する記述は、JIS Q 17011 の次の要求事項を反映している。

認定機関の責任者に求める JIS Q 17011 の要求事項

- a) 認定機関の運営に関する方針の作成
- b) 方針及び手順の実施に対する監督
- c) 認定機関の財務に対する監督
- d) 認定の決定
- e) 契約に関する取決め
- f) 必要に応じて、明確に特定した活動をトップマネジメントの代わりに行う委員会及び個人への権限の委譲

「A102_品質監査認定センター全体業務運用規則」の留意点

監査結果認証の認証結果報告(リスト)の確認業務は現在センター運営室の事務的確認としていますがそれではいかには検討を要する事項である。監査済みの部品の取扱い、その他技術的な知見に基づく判断が必要な業務であるなら、より専門性を必要とする業務上の区分けが必要である。

秘密保持に関して、JIS Q 17011 は次のような要求をしているが、認定においては、他方で情報の公開性・透明性が要求されるため、バランス感覚が必要であると思われるが、国際規格にはその視点は提供されていない。

秘密保持に関する JIS Q 17011 要求事項の概要

認定機関は、認定機関のために活動する委員会、外部機関及び個人を含め、認定機関のすべてのレベルの認定活動のプロセスにおいて得られた情報の機密性を保護するために適切な取決めをもたなければならない。適合性評価機関に関する機密情報を当該機関の同意なく開示すること

を法律が要求している場合を除いて、認定機関は、特定の適合性評価機関に関する機密情報を、当該機関の書面による同意なしに認定機関の外に開示してはならない。

認定活動の範囲変更等に関して、JIS Q 17011 は次のような要求をしているが、「含まれる可能性」としか述べていず、きわめて具体性に欠ける。このため、本調査では、センターの運用規則にこの「可能性」の列挙条項は含めていない。

認定活動の範囲変更等に関する JIS Q 17011 の要件

認定機関は、利害関係者の需要に対応するためにその活動を拡大する場合の手順を確立しなければならない。この手順に含まれる可能性がある要素として、次の事項が挙げられる。

- a) 新分野における、現在の能力、拡大の適切性、経営資源などの分析
- b) 外部の専門的知識の入手及びそれらの使用
- c) 適用に関する文書又は指針文書の必要性の評価
- d) 審査員の初回の選定及び教育・訓練
- e) 新分野に関する認定機関の職員の教育・訓練

「A103 品質監査認定センター全体業務運用細則」関連の留意点

品質監査認定センター全体業務運用規則、品質監査認定センター全体業務運用細則では、組織の運営・運用上の規則と言う体裁上、記述の網羅性・完結性が必要と考え、それぞれの抽象性のレベルで同じテーマを繰り返しかえし取り扱っているケースがある。

「A104 認定委員会委員および認定審査員規則」関連の留意点

要員に関して、JIS Q 17011 は次のような要求をしているが、本調査の文書では、できるだけ簡潔な記述・要求事項で済ませるのが制度設計としてよいと考え、逐語的に行わなかった。

要員(人的資源)に関する JIS Q 17011 の要件

6. 人的資源

6.1 認定機関に係る要員

6.1.1 認定機関は、遂行する業務の種類、範囲及び量を取り扱うために必要な教育、訓練を受け、専門知識、技量及び経験をもった、十分な数の力量がある要員(内部、外部、臨時又は正規、フルタイム又はパートタイム)をもたなければならない。

6.1.2 認定機関は、その活動対象のすべてを網羅する、十分な数の審査員(主任審査員を含む。)及び専門家を利用できなければならない。

6.1.3 認定機関は、関係する個々の要員に対しその職務、責任及び権限の範囲及び限度を明確にし

なければならない。

6.1.4 認定機関は、すべての要員に対し認定機関が定めた規則に従うことへの公式な誓約を署名又は同等の手段によって要求しなければならない。誓約事項は、機密保持、商業的利害及びその他の利害からの独立性、審査する適合性評価機関との既存又は以前の関係に関する事項を考慮しなければならない。

6.2 認定プロセスにかかわる要員

6.2.1 認定機関は、認定プロセスにかかわる各活動について次の事項を記述しなければならない。

- a) 必要とする資格、経験及び力量
- b) 必要とする初期訓練及び継続的な訓練

6.2.2 認定機関は、審査プロセスに使用する審査員及び専門家を選定し、教育・訓練し、公式に承認するための手順を確立しなければならない。

6.2.3 認定機関は、審査する力量を各審査員及び専門家が実証した特定の範囲を定め明確にしなければならない。

6.2.4 認定機関は、審査員及び該当する場合は専門家が次の事項を満足することを確実にしなければならない。

- a) 認定手順、認定基準及び他の関連要求事項に精通している。
- b) 関連する認定審査員教育・訓練を受けている。
- c) 関連する審査方法について十分な知識をもっている。
- d) 要求される言語で、文書及び口頭によって効果的に伝達できる。
- e) 適切な個人的特質をもつ。

備考 個人的特質に関する指針は、JIS Q 19011 などの文書に記載されている。

6.3 監視

6.3.1 認定機関は、要員の業務実施状況及び力量を監視するための手順を確立することによって、良好な審査及び認定の意志決定プロセスの実施を確実にしなければならない。特に、認定機関は、教育・訓練の必要性を明確にするために要員の業務実施状況及び力量をレビューしなければならない。

6.3.2 認定機関は、審査員の業務実施状況を評価し、かつ、業務実施状況を改善するための適切なフォローアップ処置を勧告するために、(例えば、現地での観察、又は審査報告書のレビュー、適合性評価機関からのフィードバック、審査員相互の監視などの他の方法を使って)監視を行わなければならない。審査員が力量をもって職務を引き続き遂行していることを十分に裏付ける証拠がない限り、通常は3年に1回、各審査員を定期的に現地で観察しなければならない。

6.4 要員の記録

6.4.1 認定機関は、認定プロセスに関与する個々の要員の関連する資格、教育・訓練、経験及び力量に関する記録を保持しなければならない。教育・訓練、経験及び監視の記録は、最新に維持しなければならない。

6.4.2 認定機関は、少なくとも次の事項からなる審査員及び専門家に関する最新の記録を維持しなければならない。

- a) 氏名及び住所
- b) 地位。外部の審査員及び専門家の場合は、所属する組織における地位
- c) 学歴及び専門的地位
- d) 業務経験
- e) マネジメントシステム、審査及び適合性評価活動に関する教育・訓練
- f) 特定の審査業務に関する力量
- g) 審査経験及び定期的監視の結果

「B250_認定証付与規程」関連の留意点

認定証に関して、JIS Q 17011 は次のような要求をしている。本調査での、「認定証付与規程」の記述は、基本的にはこの要求事項に基づくものである。

認定証に関する JIS Q 17011 の要件

7.9.5 認定証にはまた、次の事項を明示しなければならない。

- a) 認定機関の場合
 - 1) 認定の種類
 - 2) 該当する製品、要員、サービス又はマネジメントシステムの認定に使用した、規格、規準文書、規制要求事項又は類似のもの
 - 3) 関連する場合、産業分野
 - 4) 関連する場合、製品カテゴリ
 - 5) 関連する場合、要員カテゴリ
- b) 検査機関の場合
 - 1) 検査機関のタイプ(例えば、JIS Q 17020 に規定されているもの)
 - 2) 認定を授与した検査の分野及び範囲
 - 3) 該当する検査の実施のための要求事項を含む、規則、規格若しくは仕様又は類似のもの
- c) 校正機関の場合 認定した校正(the calibrations)、実施した測定の種類、測定範囲、及び最高測定能力(BMC)又は同等のもの*を含む。

注* 最高測定能力の概念は、現在VIM に含めるために現在審議中である。
- d) 試験所の場合 実施する試験又は試験の種類、及び試験する材料又は製品、適切な場合は使用する方法

3.2 監査人(公認審査官)資格認定

- (1) 監査人資格認定申請の申請・登録文書類のフォームの設計
 - a. 審査基準策定機関認定申請の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。

- b. 各文書に必要となる項目を抽出した。
- c. ISO/IEC 17024:2003 (JIS Q 17024:2004)「適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」を参照し必要事項を補足した。

(⇒)(1)については、具体的には、次の文書を設計した。

C700_認定申請手順書(監査人認定プログラム編)
C770_認定申請書フォーム(監査人認定プログラム編)
C780_監査人補資格更新延長願
C840_認定申請マニュアル(監査人認定プログラム編)

(2) 監査人資格認定文書類の設計

- a. 監査人資格認定の面接において必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要となる項目を抽出した。
- c. ISO/IEC 17024:2003 (JIS Q 17024:2004)「適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」を参照し必要事項を補足した。

(⇒)(2)については、具体的には、次の文書を設計した。

C200_認定制度規程(監査人認定プログラム編)
C300_認定基準書(監査人認定プログラム編)

(3) その他

- a. 「中間報告」に記載の監査人の資格認定において必要となる文書類を決定した。

(⇒)(3)については、具体的には、次の文書を設計した。

C870_監査人認定プログラム面接マニュアル
C800_監査人認定審査員順守事項

「C200_認定制度規程(監査人認定プログラム編)」の留意点

- a. 監査人資格の更新

監査人資格の有効期限は、組み込み系技術のライフサイクルが非常に短いことを考え、監査人を2年毎にし、監査人補は5年で無効となるが、申請により7年に延長することが可能とした。

- b. 監査人のためのシラバス

- 1) 業務知識等
- 2) スキル等
- 3) 行動規範等

「C700_認定申請手順書(監査人認定プログラム編)」の留意点

監査人の認定に必要な次の申請フォームを「認定申請書フォーム(監査人認定プログラム編)」として設計した。しかし、共通編では主に機関の認定を対象としているため、監査人の認定申請書

は共通編と異なるため、次の内容を申請する「監査人および監査人補登録状況確認」の記入欄を追加した。

- a. 新規審査時の監査人補の登録状況の確認
- b. 更新審査時の監査人の専門分野の変更

「C870 監査人認定プログラム面接マニュアル」の留意点

本制度では、監査人の力量を評価する手法として面接審査に重点を置いており、面接時の評価ポイントを整理し、「監査人認定プログラム面接マニュアル」を下記のようにまとめた。

- a. 監査人の資質に関する評価ポイント
- b. 実務経験に関する評価ポイント
- c. 面接時の手法上のポイント

3.3 監査機関認定

(1) 監査機関認定申請の申請・登録文書類のフォームの設計

- a. 監査機関認定申請の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要となる項目を抽出した。
- c. 広く関連する国際規格を参照したが、特に補足事項はなかった。

(⇒)(1)については、具体的には、次の文書を設計した。

D700_認定申請手順書(監査機関認定プログラム編)
D770_認定申請書フォーム(監査機関認定プログラム編)

(2) 監査検証機関の認定基準の設計

- a. 監査機関認定の認定機関内部の業務フローおよび認定後の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要となる項目を抽出した。
- c. 我が国の監査法人(会計法人)制度を参照し必要事項を補足した。

(⇒)(2)については、具体的には、次の文書を設計した。

D200_認定制度規程(監査機関認定プログラム編)
D300_認定基準書(監査機関認定プログラム編)

「D200 認定制度規程(監査機関認定プログラム編)」の留意点

監査機関の業務では、プログラムなどの検証業務を独立検証機関に委託することがあると考えられるため、公認会計士法では明確に規定されていない「委託先の能力を評価する基準」を認定基準として要求した。また、複数の製品・産業分野に跨る監査業務を表明する場合、その専門分野の知識を持つ監査人を雇用し在職することも要求している。

3.4 審査基準策定機関認定

(1) 審査基準策定機関認定申請の申請・登録文書類のフォームの設計

- a. 審査基準策定機関認定申請の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要な項目を抽出した。
- c. 広く関連する国際規格を参照し必要事項を補足した。

(⇒)(1)については、具体的には、次の文書を設計した。

E700_認定申請手順書(審査基準策定機関認定プログラム編)
E770_認定申請書フォーム(審査基準策定機関認定プログラム編)

(2) 審査基準策定機関認定文書類の設計

- a. 審査基準策定機関認定の認定機関内部の業務フローおよび認定後の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要な項目を抽出した。
- c. 広く関連する国際規格を参照し必要事項を補足した。
- d. 「ソフトウェア品質監査制度(仮称)における審査基準策定業務に係る調査及び文書作成」業務の予定成果物である「審査基準定義書」「審査基準策定ガイドライン」「審査基準適用ガイドライン」及び「審査基準リファレンスモデル」の考え方を取り入れ、作成すべき文書全体に反映した。

(⇒)(2)については、具体的には、次の文書を設計した。

E200_認定制度規程(審査基準策定機関認定プログラム編)
E300_認定基準書(審査基準策定機関認定プログラム編)

「E300_認定基準書(審査基準策定機関認定プログラム編)」の留意点

認定基準項目に対する要件分析において以下の資料を参照した(添付資料のファイル名を掲げている)。また、この文書の内容の簡単な概要説明を巻末の別表1に示した。

- ・特定標準化機関(CSB)制度 実施要領.pdf

3.5 審査基準認定

(1) 審査基準認定申請の申請・登録文書類のフォームの設計

- a. 審査基準認定申請の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要な項目を抽出した。
- c. 広く関連する国際規格を参照し必要事項を補足した。

(⇒) 具体的には、次の文書を設計した。これらの文書は、審査基準認定の特殊性から、基本的には「共通編」との差分ではなく、独立の文書として作成している。

F700_認定申請手順書(審査基準認定プログラム編)
F770_認定申請書フォーム(審査基準認定プログラム編)
F840_認定申請マニュアル(審査基準認定プログラム編)

F870_認定委員会委員業務マニュアル(審査基準認定プログラム編)

(2) 審査基準認定文書類の設計

- a. 審査基準認定の認定機関内部の業務フローおよび認定後の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要な項目を抽出した。
- c. 広く関連する国際規格を参照し必要事項を補足した。
- d. 「ソフトウェア品質監査制度における審査基準策定業務に係る調査及び文書作成」業務の予定成果物である「審査基準定義書」「審査基準策定ガイドライン」「審査基準適用ガイドライン」及び「審査基準リファレンスモデル」の考え方を取り入れ、作成すべき文書全体に反映した。

(⇒) 具体的には、次の文書を設計した。

F200_認定制度規程(審査基準認定プログラム編)

F300_認定基準書(審査基準認定プログラム編)

3.6 独立検証機関認定

(1) 独立検証機関認定申請の申請・登録文書類のフォームの設計

- a. 独立検証機関認定申請の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要な項目を抽出した。
- c. ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」を参照し必要事項を補足した。

(⇒)(1)については、具体的には、次の文書を設計した。

G700_認定申請手順書(独立検証機関認定プログラム編)

G770_認定申請書フォーム(独立検証機関認定プログラム編)

(2) 独立検証機関認定文書類の設計

- a. 独立検証機関認定の認定機関内業務フローおよび認定後の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要な項目を抽出した。
- c. ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」を参照し必要事項を補足した。

(⇒)(2)については、具体的には、次の文書を設計した。

G200_認定制度規程(独立検証機関認定プログラム編)

G300_認定基準書(独立検証機関認定プログラム編)

「G300 認定基準書(独立検証機関認定プログラム編)」の留意点

ソフトウェアの検証業務では、対象物はプログラムなどの情報である場合が多いと考えられるため、ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」では明確に規定されていない「情報セキュリティ取扱に注意する手順」「委託先企業の独立検証能力を評価する手順」を認定基準として要求した。また、施設および環境条件として、情報インフラトラブル、停電等を想定し、情報の誤謬の観点から正当性、完全性、正確性を妨げない環境を作ることも要求した。

図表 3.6-1 の ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」の要求事項のうち、認定制度規程(共通編)または品質監査認定センター全体業務運用細則に対応しないものについては、独立検証機関の認定基準において定めた。

JIS Q 17025	認定制度規程 (共通編)	品質監査認定センター全 体業務運用細則
4 管理上の要求事項		8. 認定業務品質のマネジメントシステム
4.1 組織		3. 認定制度委員会
4.2 マネジメントシステム		8.2 マネジメントシステム
4.3 文書管理		7.2 文書管理 8.3 文書管理
4.4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認		2.1 認定業務サービス
4.5 検証の下請負契約		
4.6 サービス及び供給品の購買		
4.7 顧客へのサービス	(認定基準の 4.2,4.3)	
4.8 苦情	10. 異議申し立て 11 苦情処理	8.9 苦情
4.9 不適合の検証業務の管理		
4.10 改善		(8.7 内部監査に含まれる)
4.11 是正処置		8.5 不適合及び是正処置
4.12 予防処置		8.6 予防処置
4.13 記録の管理		7.1 記録管理 8.4 記録
4.14 内部監査		8.7 内部監査
4.15 マネジメントレビュー		8.8 マネジメントレビュー
5 技術的要求事項		
5.1 一般		
5.2 要員	認定委員会委員および認定審査員規則の 10、11	
5.3 施設及び環境条件		
5.4 検証の方法及び方法の妥当性確認		
5.5 設備		
5.6 測定の特長		

5.7 サンプルング		
5.8 検証品目の取扱い		
5.9 検証結果の品質の保証		
5.10 結果の報告	5. 認定判定 6. 認定付与	

図表 3.6-1 JISQ17025 要求事項と共通編での規定の対応

その他、ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」の次の要求事項を考慮して、認定範囲内の独立検証業務すべてについて、適切な手法及び手順を持つことを要求した。

7.9.5 認定証にはまた、次の事項を明示しなければならない。
d) 試験所の場合 実施する試験又は試験の種類、及び試験する材料又は製品、適切な場合は使用する方法

(JIS Q 17011 7.9 意志決定及び認定の授与、より引用)

3.7 監査結果認証機関認定

(1) 監査結果認証機関認定申請の申請・登録文書類のフォームの設計

- a. 監査結果認証機関認定申請の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要な項目を抽出した。
- c. ISO/IEC Guide 65:1996 (JIS Q 0065:1997)「製品認証機関に対する一般要求事項」、及び ISO/IEC 17021:2011 (JIS Q17021:2011)「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」を参照し必要事項を補足した。

(⇒)(1)については、具体的には、次の文書を設計した。

H700_認定申請手順書(監査結果認証機関認定プログラム編)
H770_認定申請書フォーム(監査結果認証機関認定プログラム編)

(2) 監査結果認証機関認定文書類の設計

- a. 監査結果認証機関認定の認定機関内業務フローおよび認定後の業務フローにおいて必要となる文書類を決定した。
- b. 各文書に必要な項目を抽出した。
- c. ISO/IEC Guide 65:1996 (JIS Q 0065:1997)「製品認証機関に対する一般要求事項」、及び ISO/IEC 17021:2011 (JIS Q17021:2011)「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」を参照し必要事項を補足した。
- d. JIS Q 17011 の 7.9.5 の a)を参照し、必要事項を補足した。

(⇒)(2)については、具体的には、次の文書を設計した。

H200_認定制度規程(監査結果認証機関認定プログラム編)

H300_認定基準書(監査結果認証機関認定プログラム編)

「H300_認定基準書(監査結果認証機関認定プログラム編)」関連の留意点

ISO/IEC Guide 65:1996 (JIS Q 0065:1997)「製品認証機関に対する一般要求事項」の要求事項のうち認定基準書(共通編)に対応する項目を図表 3.7-1 に示した。図表 3.7-1 で認定基準書(共通編)に対応していない項目について監査結果認証機関の認定基準に盛り込んだ。(なお、ISO/IEC DIS 17065 は国際規格投票中であるが、ISO が公表しているドラフトから引用した。)

JIS Q 0065	ISO/IEC DIS 17065	認定基準書 (共通編)
4. 認証機関		
4.1 一般 4.2 組織	4.1.1 Legal responsibility 4.2 Management of impartiality 4.3 Liability and financing 5.1 Organizational structure and top management 5.2 Mechanism for safeguarding impartiality	4.1 a,b,c A1.1 組織
4.3 運営 4.5 品質システム	8 Management system requirements 8.5 Management review 8.7 Corrective actions 8.8 Preventive actions	4.1 d A 1.3 品質システム
4.4 下請負契約		A 1.2 下請負契約
4.6 認証の授与、維持、拡大、一時停止及び取消しに関する条件及び手続き	7.11 Termination, reduction, suspension or withdrawal of certification	A 1.4 認証の授与、維持、拡大、一時停止及び取消しに関する条件及び手続き
4.7 内部監査及びマネジメント・レビュー	8.5 Management review 8.6 Internal audits	A 1.5 内部監査及びマネジメント・レビュー
4.8 文書化	8.2 General management system documentation 8.3 Control of documents	A 1.6 文書化
4.9 記録	7.12 Records 8.4 Control of records	A 1.7 記録
4.10 機密保持	4.4 Non-discriminatory conditions 4.5 Confidentiality 4.6 Publicly available information	A 1.8 機密保持

5. 認証機関の要員 5.1 一般 5.2 資格基準	6.1 Certification body personnel 6.1.1 General 6.1.2 Management of competence for personnel involved in the certification process 6.1.3 Contract with the personnel	4.1 g, h, i A 2. 検証又は認証機関の要員 A 2.1 一般 A 2.2 資格基準
6. 認証要求事項の変更	7.10 Changes affecting certification	A 3. 検証又は認証要求事項の変更
7. 異議申立て、苦情及び紛争	7.13 Complaints and appeals	4.1 e A 4. 異議申立て、苦情及び紛争
8. 認証の申請 8.1 手順に関する情報 8.2 申請	4.1.2 Certification agreement 7.2 Application 7.3 Application review	4.2
9. 評価のための準備 10. 評価	7.4 Evaluation 7.5 Review 7.6 Certification decision 7.7 Certification documentation	4.2
11. 評価報告書 12. 認証に関する決定		該当なし
13. サーベイランス	7.9 Surveillance	該当なし
14. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用	4.1.3 Use of license, certificates and marks of conformity	該当なし
15. 供給者に対する苦情		該当なし

図表 3.7-1 JIS Q 0065 要求事項と認定基準書(共通編)での規定の対応

3.8 認定業務のその他の業務

(1) 認定基準類の保守業務に関する文書の設計

認定基準類の保守の業務フローにおいて必要となる規定文書類が何かを決定し、各文書に必要な項目を抽出した。

(⇒)図表 3.8-1を参照。詳細文書の内容設計は省略したが、具体的には、基本文書として次の文書を設計した。

J200_制度保守管理規程

(2) 認定にかかわる登録・公表業務に関する文書の設計

認定にかかわる登録・公表の業務フローにおいて必要となる文書類を決定し、各文書に必要な項目を抽出した。

(⇒)具体的には、次の文書において登録・公表の枠組みを決定し、業務フロー図(図表

3.8-1) で必要文書を明らかにした。

A200_認定制度規程(共通編)
A250_認定業務運用手順書(共通編)
A300_認定基準書(共通編)

(3) 監査人(公認審査官)及び独立検証機関の団体の監督に関する文書の設計

監査人(公認審査官)及び独立検証機関の団体の監督の業務フローにおいて必要となる文書類を決定し、各文書に必要な項目を抽出した。

(⇒) 図表 3.8-1 を参照。具体的には、ワークフローに記載した詳細文書の内容設計は省略したが、基本文書として次の文書を設計した。

I200_監査人団体等監督制度規程

(4) 認定シンボル(マーク)の被認定側での使用に関わる文書の検討

ISO/IEC 17030:2003 (JIS Q 17030:2004)「適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項」を参照して具体的な検討を行った。

(⇒) 図表 3.8-2 を参照。具体的には、ワークフローに記載した詳細文書の内容設計は省略したが、次の文書類を設計した。

B200_認定シンボル類使用許諾規程
B770_認定シンボル類使用許諾申請書
B840_認定シンボル類使用マニュアル

(5) 認定業務に関する必要なマネジメントシステム関連文書等のリストアップを行った。

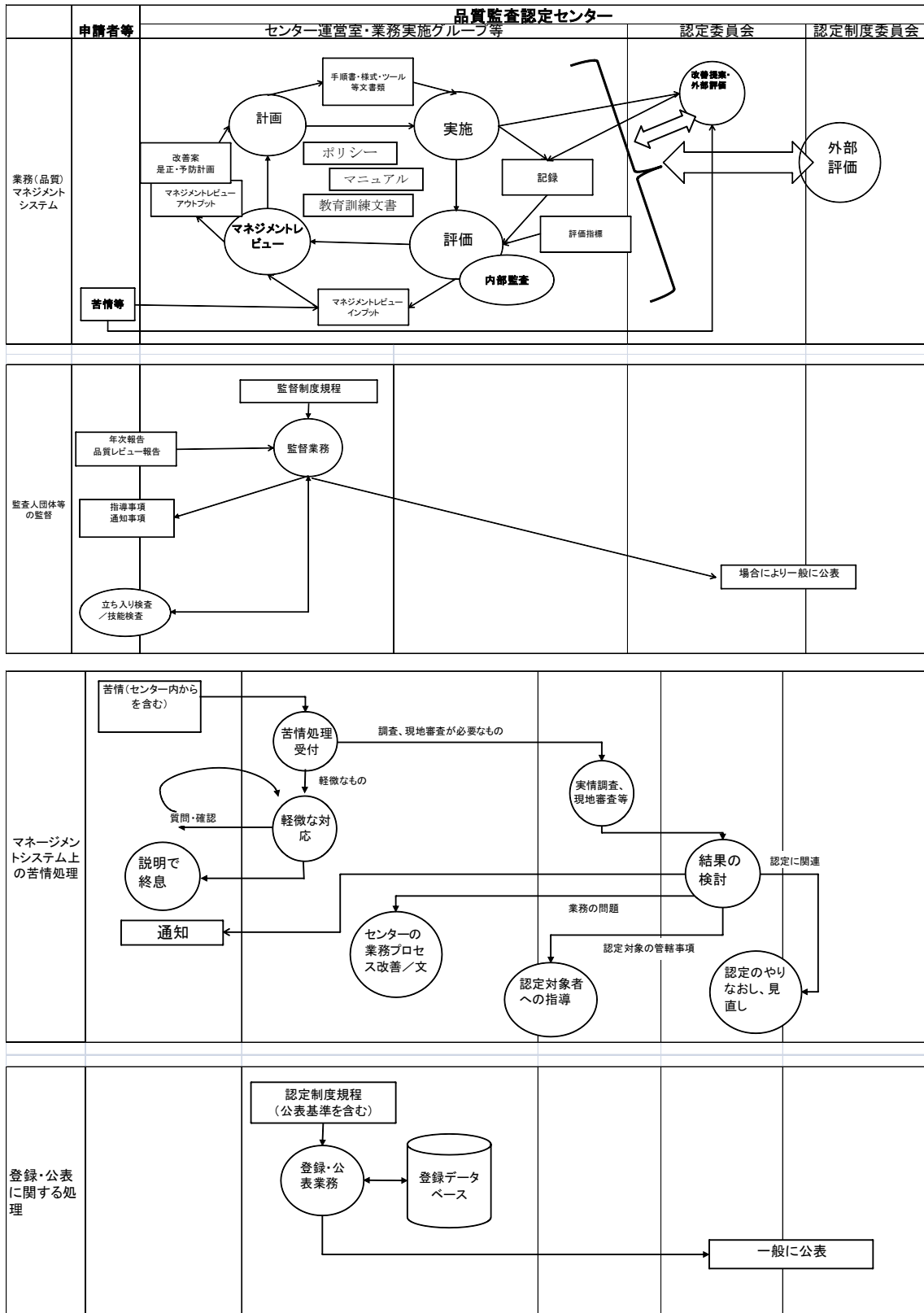
(⇒) 図表 3.8-1 を参照。詳細文書の内容設計は省略したが、具体的には、基本文書として次の文書に織り込んだ。

A102_品質監査認定センター全体業務運用規則
A103_品質監査認定センター全体業務運用細則

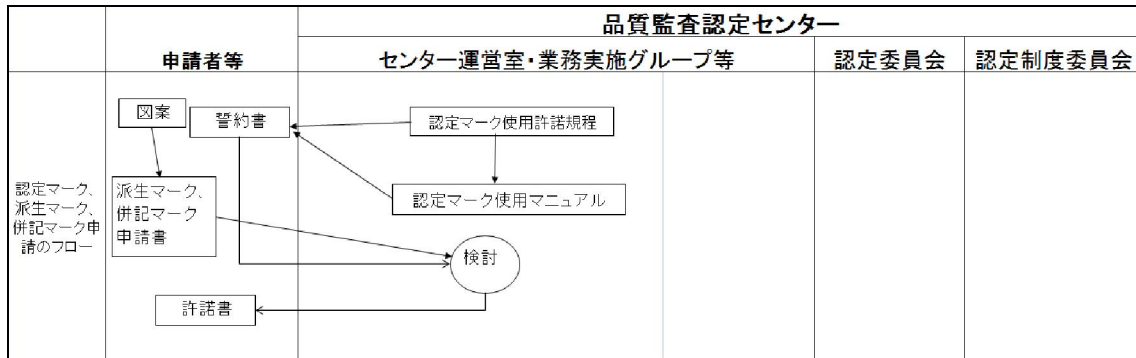
(6) JIS Q 17011 で言及されている認定機関の業務自身についての業務監視・業務レビュー関連文書等の検討を行った。

(⇒) 具体的には、次の文書に織り込んだ。

A103_品質監査認定センター全体業務運用細則
A104_認定委員会委員および認定審査員規則



図表 3.8-1 3.8 節関連のワークフロー



図表 3.8-2 3.8 節関連のワークフロー(続き)

4. 認定業務文書の作成

2. で定義された要件と 3. で設計された文書体系に従い、具体的な文書案を網羅的に作成した。文書一覧を、図表 4-1 に示す。

<組織規程関連>	<申請書、申請手順書、マニュアル関連>
A101_品質監査認定センター運営規則	A700_認定申請手順書(共通編)
A102_品質監査認定センター全体業務運用規則	A770_認定申請書フォーム(共通編)
A103_品質監査認定センター全体業務運用細則	A800_認定委員会委員および認定審査員順守事項
A104_認定委員会委員および認定審査員規則	A840_認定申請マニュアル(共通編)
	A870_認定委員会委員業務マニュアル(共通編)
<認定制度関連>	A880_認定委員会委員および認定審査員順守事項マニュアル
A200_認定制度規程(共通編)	B770_認定シンボル類使用許諾申請書
A250_認定業務運用手順書(共通編)	B840_認定シンボル類使用マニュアル
A300_認定基準書(共通編)	C700_認定申請手順書(監査人認定プログラム編)
B200_認定シンボル類使用許諾規程	C770_認定申請書フォーム(監査人認定プログラム編)
B250_認定証付与規程	C780_監査人補資格更新延長願
C200_認定制度規程(監査人認定プログラム編)	C800_[認定審査員]の監査人認定時の順守事項
C300_認定基準書(監査人認定プログラム編)	C840_認定申請マニュアル(監査人認定プログラム編)
D200_認定制度規程(監査機関認定プログラム編)	C870_監査人認定プログラム面接マニュアル
D300_認定基準書(監査機関認定プログラム編)	D700_認定申請手順書(監査機関認定プログラム編)
E200_認定制度規程(審査基準策定機関認定プログラム編)	D770_認定申請書フォーム(監査機関認定プログラム編)
E300_認定基準書(審査基準策定機関認定プログラム編)	E700_認定申請手順書(審査基準策定機関認定プログラム編)
F200_認定制度規程(審査基準認定プログラム編)	E770_認定申請書フォーム(審査基準策定機関認定プログラム編)
F300_認定基準書(審査基準認定プログラム編)	F700_認定申請手順書(審査基準認定プログラム編)
G200_認定制度規程(独立検証機関認定プログラム編)	F770_認定申請書フォーム(審査基準認定プログラム編)
G300_認定基準書(独立検証機関認定プログラム編)	F840_認定申請マニュアル(審査基準認定プログラム編)

H200_認定制度規程(監査結果認証機関認定プログラム編)	F870_認定委員会委員業務マニュアル(審査基準認定プログラム編)
H300_認定基準書(監査結果認証機関認定プログラム編)	G700_認定申請手順書(独立検証機関認定プログラム編)
I200_監査人団体等監督制度規程	G770_認定申請書フォーム(独立検証機関認定プログラム編)
J200_制度保守管理規程	H700_認定申請手順書(監査結果認証機関認定プログラム編)
	H770_認定申請書フォーム(監査結果認証機関認定プログラム編)

図表 4-1 作成した認定業務文書一覧

5. 本調査のまとめ

本調査では、調査の目的に沿って、ソフトウェア品質監査制度の具体的な確立のため、詳細化・具体化の一步として、ソフトウェア品質監査制度の制度上の核となるべき、認定制度の具体的な制度概要試案および付随する文書案を作成した。

調査における検討事項の概要は本調査報告書に記載したが、調査の具体的な内容・結果は、作成した文書に表現されている。

別表および参考資料の概要

別表、および別掲図は次の内容のものである。参考資料の詳細は、別表 1 に示す。

図表	説明
別表 1	参考資料リスト(および説明)
別表 2	ソフトウェア品質監査制度に関わる用語解説集
別表 3	本調査で用いた用語とその英訳案
別掲図 1(正常系フロー)	センターの業務ワークフローのうち正常系フロー
別掲図 2(非正常系フロー)	センターの業務ワークフローのうち非正常系フロー

別表1 参考資料リスト(および説明)

調査において参考とした主な資料のリストを以下に示す(アドレスは調査時のものである)。

カテゴリー1: NITE+JAB 認定関連資料

- JAB-1-認定制度一覧(pp.1)
 - JAB(公益財団法人 日本適合性認定協会)の認定機関・試験所検索ホームページ画面 (<http://www.jab.or.jp/bodies/index.html>)
- JAB-2-本協会の認定プログラム(pp.1)
 - JAB の認定プログラムと認定基準一覧 (<http://www.jab.or.jp/biz/index.html>)
- JAB-3-認定審査員募集例(pp.3)
 - JAB の認定審査員募集ホームページ記載例 (<http://www.jab.or.jp/recruit/02.html>)
- NITE-1-組織案内(pp.2)
 - 製品評価技術基盤機構(NITE)の組織の概要を示すホームページの内容 (<http://www.nite.go.jp/gen/sosiki.html>)
- NITE-2-組織構成図(pp.1)
 - NITE の組織構成図 (<http://www.nite.go.jp/gen/download/Structure.pdf>)
- NITE-3-組織規程(2-up)(pp.14)
 - NITE の組織規程 (<http://www.nite.go.jp/gen/download/kikaku20.pdf>)
- NITE-4-適合性認定分野(pp.2)
 - NITE の適合性認定分野紹介ホームページ (<http://www.iajapan.nite.go.jp/iajapan/index.html>)
- NITE-5-適合性認定プログラム(pp.1)
 - NITE の適合性認定分野の IAJapan 制度についての紹介ホームページ (<http://www.iajapan.nite.go.jp/iajapan/gaiyou/index.html>)
- NITE-6-試験所認定制度－計量のトレーサビリティと自動車産業の関わりについて W11_IAJapan(pp.18)
 - NITE の瀬田所長講演資料(AT International 2008 ワークショップ資料) (http://techon.nikkeibp.co.jp/ATI/ATI2008/workshop/pdf/W11_IAJapan.pdf)
- NITE-7-IAJapan 審査員・技術アドバイザー服務要領 urp01s04_01(pp.7)
 - NITE の「IAJapan 審査員・技術アドバイザー服務要領(第1版)」 (http://www.iajapan.nite.go.jp/gazo/urp01s04_01.pdf)
- NITE-8-認定非常勤職員募集例(pp.1)
 - NITE の採用情報例 (<http://www.nite.go.jp/gen/saiyou/nintei20120110.html> から採取したが、同ページは期限切れでその後削除されている)
- ASNITE-1-公表文書(pp.2)
 - NITE の ASNITE(“民間が十分対応できない認定分野(など)を補完することを目的として、製

品評価技術基盤機構が運営するプログラム”)関係の公表文書一覧ホームページ
(<http://www.iajapan.nite.go.jp/asnite/docs/docs.html>)

- ASNITE-2-試験事業者認定の取得と維持のための手引き第2版 TERP22-02(pp.39)
 - ― NITE の ASNITE- 試験事業者認定関連の制度及び手引き文書の例
(<http://www.iajapan.nite.go.jp/asnite/pdf/TERP22-02.pdf>)
- ASNITE-3-製品認証機関認定の一般要求事項 PCR21-06(pp.12)
 - ― NITE の ASNITE 制度における製品認証機関認定の一般要求事項文書
(<http://www.iajapan.nite.go.jp/asnite/pdf/PCR21-06.pdf>)
- ASNITE-4-認定等公表履歴(pp.2)
 - ― NITEのASNITE認定履歴(<http://www.iajapan.nite.go.jp/asnite/index.html>);次のも参照するとよい。<http://www.iajapan.nite.go.jp/asnite/jigyosha/cab.html>)

カテゴリー2: 公認会計士制度関連資料

- 会計士協会—H18 資料監査法人等を巡る議論に向けて(pp.11)
 - ― 会計不祥事等を背景とした、日本公認会計士協会による、監査法人制度の見直し議論の紹介的資料
- 公認会計士法抜粋(P1-P49のうちPP27-2up)(pp.14)
 - ― 公認会計士法のうち、本調査に関係する可能性があると思われる箇所の抜粋
- 外国監査法人等に関する内閣府令(pp.4)
 - ― 平成20年3月制定の外国監査法人等に関する内閣府令
- 監査法人 - Wikipedia(pp.4)
 - ― 監査法人についての平明な解説文(<http://ja.wikipedia.org/wiki/監査法人>)
- 金融庁—公認会計士・監査審査会—基本指針(pp.11)
 - ― 平成23年3月発行の公認会計士・監査審査会「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」

カテゴリー3: 航空関連制度資料

- 日本航空宇宙工業会-SJAC9104-2, SJAC9104-3, SJAC9010C 及び SJAC9011B の制定について(pp.1)
 - ― 日本航空宇宙工業会のホームページ／出版規格のタブボタンリンクから、「JIS Q 9100 品質システムの認定・審査登録に対する要求事項」の関連告知ページの内容
(<http://www.sjac.or.jp/jaag/aac/193029104s.pdf>)
- 日本航空宇宙工業会—発行規格(pp.2)
 - ― 日本航空宇宙工業の航空宇宙品質マネジメントシステム関連規格一覧
(<http://www.sjac.or.jp/jaag/aac/apb.htm>)
- 航空エンジンの整備に関する現状と動向—h15-4-4(pp.16)

- (財)航空機国際共同開発促進基金の解説記事(公表解説資料;DER 制度等への言及を含む: http://www.iadf.or.jp/8361/LIBRARY/MEDIA/H15_doukochosa/h15-4-4.pdf)
- 米国 FAA-Airmen Certification(pp.2)
 - 米国 FAA の要員認証一覧
(http://www.faa.gov/licenses_certificates/airmen_certification/)
- NASA-IVV 論文-11890118(pp.9)
 - Marvin V. Zelkowitz, Ioana Rus, "The Role of Independent Verification and Validation in Maintaining a Safety Critical Evolutionary Software in a Complex Environment: The NASA Space Shuttle Program"(2001)(Fraunhofer Center for Experimental Software Engineering の研究者が IV&V の意義をまとめた論文:
<http://www.computer.org/portal/web/csdl/doi/10.1109/ICSM.2001.972722>)

カテゴリー4: JIS 規格

- JIS_Q_0065(pp.14)
 - JIS Q 0065:1997「製品認証機関に対する一般要求事項」
- JIS_Q_17000(pp.34)
 - JIS Q 17000:2005「適合性評価—用語及び一般原則」
- JIS_Q_17011(pp.38)
 - JIS Q 17011:2005「適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」
- JIS_Q_17020(pp.16)
 - JIS Q 17020:2000「検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」
- JIS_Q_17021(pp.56)
 - JIS Q 17021:2011「マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」
- JIS_Q_17024(pp.24)
 - JIS Q 17024:2004「適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」
- JIS_Q_17025(pp.48)
 - JIS Q 17025:2005「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」
- JIS_Q_17030(pp.20)
 - JIS Q 17030:2004「適合性評価—第三者適合マークに対する一般要求事項」
- JIS_Q_17040(pp.24)
 - JIS Q 17040:2006「適合性評価—適合性評価機関及び認定機関の同等性評価に関する一般要求事項」
- JIS_Q_17043(pp.52)
 - JIS Q 17043:2011「適合性評価—技能試験に関する一般要求事項」
- JIS_Q_19011(pp.44)

-- JIS Q 19011:2003「品質及び／又は環境マネジメントシステム監査のための指針」

カテゴリー5: その他資料

- 特定標準化機関 (CSB) 制度 実施要領(pp.8)
 - 日本工業標準調査会の原案作成に関わる特定標準化機関 (CSB) 制度の説明文書
- VIM-JCGM_200_2012-summary(pp.10)
 - ISO/IEC17000 シリーズ等でも参照されている測定に関する基本概念の標準化文書 (添付したものは目次等そのごく一部)
- Samate.nist.gov_Home_Page(pp.1)
 - 米国 NIST(商務省標準技術院)で行っているソフトウェア信頼性に関する測定及びツールプロジェクト技術情報提供サイト(のホームページ)
(http://samate.nist.gov/Main_Page.html)
(http://www.nist.gov/itl/ssd/20111122_samate.cfm)
- CRISC_Grandfathering_Ver.1.0(pp.22)
 - ISACA(情報システムコントロール協会)が定めている CRISC™制度におけるグランドファザリングプログラム(業務経歴審査のみによる認定制度)の説明資料(日本語訳)

別表2 ソフトウェア品質監査制度に関わる用語解説集

本調査、認定業務文書作成における用語法として、JIS Q 17011 と、「中間報告」との間で用語法が多少異なるが、それらを下記のような基準で用いる。(注記:)として、それら文書での用語と、本調査での用語の相違を示す。

A) JIS Q 17011 の用語定義

(注記: JIS Q 17011 では、JIS Q 17000、JIS Q 9000 又は国際計量基本用語集(VIM)の用語も参照しているが、本調査では、調査の結果、それらを特に参照する必要はないとの結論を得ている。)

3.1 認定 (accreditation) 適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明。

(注記: 本調査では、認定という用語は、「ソフトウェア品質監査制度(仮称)に関する中間報告」で定義された意味で用いる。JIS Q 17011 での定義とは異なる。)

3.2 認定機関 (accreditation body) 認定を実施する、権限をもつ機関。

備考 認定機関の権限は、一般的に政府に由来する。

3.3 認定機関のロゴ (accreditation body logo) 認定機関が、それ自身を識別するために使用するロゴ。

3.4 認定証 (accreditation certificate) 定められた認定範囲に対して認定が授与されたことを明示する公式な文書又は一連の文書。

3.5 認定シンボル (accreditation symbol) 認定された適合性評価機関がその認定の地位を示すために、認定機関によって交付されるシンボル。

備考 “マーク”は、一連の要求事項に対する、適合性評価の対象そのものの適合を識別するためのものである。

(注記: 本調査では、使用居許諾の対象となるシンボルについて、認定シンボルという用語の代わりに、認定マークという用語を用いる。)

3.6 異議申立て (appeal) 希望する認定に関して、認定機関が行った不利な決定を再考慮するよう適合性評価機関が行う要請。

備考 不利な決定には、次を含む。

- － 申請受理の拒否
- － 審査段階に進むことの拒否
- － 是正処置の要求
- － 認定範囲の変更
- － 認定の拒否、一時停止又は取消しに関する決定
- － その他認定の取得を阻む行為

3.7 審査 (assessment) 特定の規格及び/又は他の規準文書に基づき、定められた認定範囲に関して、認定機関が適合性評価機関の能力を評価するプロセス。

備考 適合性評価機関の能力の評価は適合性評価機関のすべての運営能力にかかわるものであり、要員の力量、適合性評価方法及び適合性評価結果の妥当性を含む。

(注記: 本調査では、認定対象における審査等と区別するため、審査という用語の代わりに、認定審査という用語を用いる。ただし、誤解の可能性がない場合は、審査ということもある。)

3.8 審査員 (assessor) 単独で又は審査チームの一員として適合性評価機関の審査を行うために、認定機関が任命する人。

(注記: 本調査では、認定対象における審査担当者等と区別するため、審査員という用語の代わりに、認定審査員という用語を用いる。ただし、誤解の可能性がない場合は、単に審査員ということもある。)

3.9 苦情 (complaint) 認定機関又は認定された適合性評価機関の活動に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不満の表明で、異議申立て以外のもの。

3.10 適合性評価機関 (conformity assessment body: CAB) 適合性評価サービスを実施し、認定の対象になり得る機関。

備考 この規格において“適合性評価機関”という用語は、別段の定めがない限り、“申請者としての適合性評価機関及び認定された適合性評価機関”の両方に適用する。

3.11 コンサルタント業務 (consultancy) 認定の対象となる適合性評価機関の活動への、認定機関の参加。

例

- － 適合性評価機関のためのマニュアル又は手順の準備又は作成。
- － 適合性評価機関のシステムの運営又はシステムのマネジメントへの参加。
- － 適合性評価機関のマネジメントシステムの開発・実施及び／又は能力に対する、特定の助言又は特定の教育・訓練の提供。
- － 適合性評価機関の業務手順の開発及び実施に対する、特定の助言又は特定の教育・訓練の提供。

3.12 専門家 (expert) 審査される認定範囲に関する特定の知識及び専門知識を提供するために認定機関によって指名された者。

3.13 認定の拡大 (extending accreditation) 認定範囲を拡大するプロセス。

3.14 利害関係者 (interested parties) 認定に対して直接的又は間接的な利害をもつ関係者。

備考 直接的な利害とは、認定を受ける者の利害をいう。間接的な利害とは、認定された適合性評価サービスを利用するか、又はそれに依存する者の利害をいう。

3.15 主任審査員 (lead assessor) 特定の審査活動に対し総合的な責任をもつ審査員。

(注記: 本調査では、主任審査員という用語の代わりに認定審査チームリーダーという用語を用いることがある。)

3.16 認定の縮小 (reducing accreditation) 認定範囲の一部について認定を無効にするプロセス。

3.17 認定範囲 (scope of accreditation) 認定を要請している又は認定が授与された特定の適合

性評価サービス。

3.18 サーベイランス (surveillance) 認定された適合性評価機関が継続的に認定の要求事項を満たしていることを監視するための、再審査を除く一連の活動。

備考 サーベイランスは、サーベイランス現地審査と次のような他のサーベイランス活動との両方を含む。

- a) 認定機関から適合性評価機関に対して行う、認定に関する事項の調査
- b) 認定に関する適合性評価機関の公表内容のレビュー
- c) 適合性評価機関に対する文書及び記録(例えば、監査報告書、適合性評価機関のサービスの妥当性を検証する内部品質管理の結果、苦情の記録、マネジメントレビューの記録)の提出要求
- d) 適合性評価機関の業務遂行能力の監視(技能試験への参加の結果など)

(注記: 本調査では、サーベイランスという用語の代わりに、国内で慣用的に用いられている、維持審査、臨時審査という用語を用いる。)

3.19 認定の一時停止 (suspending accreditation) 認定範囲の全部又は一部について、認定を一時的に無効にするプロセス。

3.20 認定の取消し (withdrawing accreditation) 認定の全部を無効にするプロセス。

3.21 立会い (witnessing) 適合性評価機関が行っている、認定範囲内の適合性評価サービスに対する観察。

B) 「中間報告」で使用している用語

ソフトウェア品質監査制度「中間報告」で使用している用語は次のようである。

- **利用者**
 - 製品・サービスの購入者、利用者あるいは潜在的な購入者・利用者
 - 製品・サービスの利用により直接的あるいは間接的に影響を受ける可能性のある国民
- **事業者**
 - 製品・サービスの製造者、供給者、提供者、仲介者、設計者、開発者
- **公認審査官(注記: 本報告書では監査人に呼称変更)**
 - 監査の実施に必要な知識と能力があることを公式に認定された個人
- **監査機関**
 - 下記の監査に対応する目的で複数人の公認審査官(監査人)により組織的に監査業務を実施する能力があると公式に認定された組織
 - 大規模あるいは複雑な製品・サービスに対する監査
 - 複数の製品・産業分野に跨る製品・サービスに対する監査
 - 高い監査精度が要求される監査
- **監査人**
 - 公認審査官もしくは監査機関

- 監査を実施する個人もしくは組織の総称

(注記：本報告書では監査人は個人に対して用い、組織は監査機関という)

■ 審査基準策定機関

- 製品分野あるいは産業分野に依存した審査基準を策定する能力があることを公式に認定された組織

■ 独立検証機関

- 監査人からの依頼により高度な専門知識と技術が要求される検証業務を独立に実施する能力があることを公式に認定された組織

(注記：本報告書では検証の意味を、日本工業規格 JIS(国際規格)で定められている意味ではなく、広く、ソフトウェア開発で必要となる試験、測定、検証業務を含む意味で用いる、なお、規格での定義は「検証(Verification)：(客観的証拠を示すことによって)規定要求事項が満たされていることを確認すること。ここで、規定要求事項とは、たとえば文書で明示されている要求事項である。」である。また、この用語は検査(inspection)とも異なることに注意。)

■ 公認審査官協会(注記：本報告書では監査人団体に呼称変更)

- 公認審査官の独立性と専門性を維持・担保する公認審査官による公認審査官のための協会

■ 監査結果認証機関

- 監査結果を認証する能力があると公式に認定された組織

■ 認定機関

- 公認審査官、監査機関、審査基準策定機関ならびに審査基準、独立検証機関、監査結果認証機関を公式に認定する組織

■ 認定基準

- 公認審査官、監査機関、審査基準策定機関、独立検証機関、監査結果認証機関を認定する際の基準

■ 認定プログラム

- 認定を申請する個人・組織が参照する下記文書類のパッケージ

■ 監査基準

- 監査人が監査を実施する際に遵守すべき規則
- 事業者が監査の受入れ体制を整える際の基本情報

■ 審査基準

- 事業者が監査受ける製品・サービスの開発ならびに提供・運用の際に遵守すべき規則
- 監査人が監査の合否判定する際の尺度

■ 監査結果

- 監査人が監査の結果を監査基準に従って表明した文書

■ 認証リスト

- 監査結果認証機関が認証した監査検査の公開一覧

■ **利用・利用者情報**

- 製品・サービスの利用者、利用目的、利用状況、利用環境に関する個別情報
- 利用・利用者情報に関する統計情報

■ **障害情報**

- 製品・サービスの障害に関する個別情報
- 製品・サービスの障害に関する統計情報

別表3 用語とその英訳案

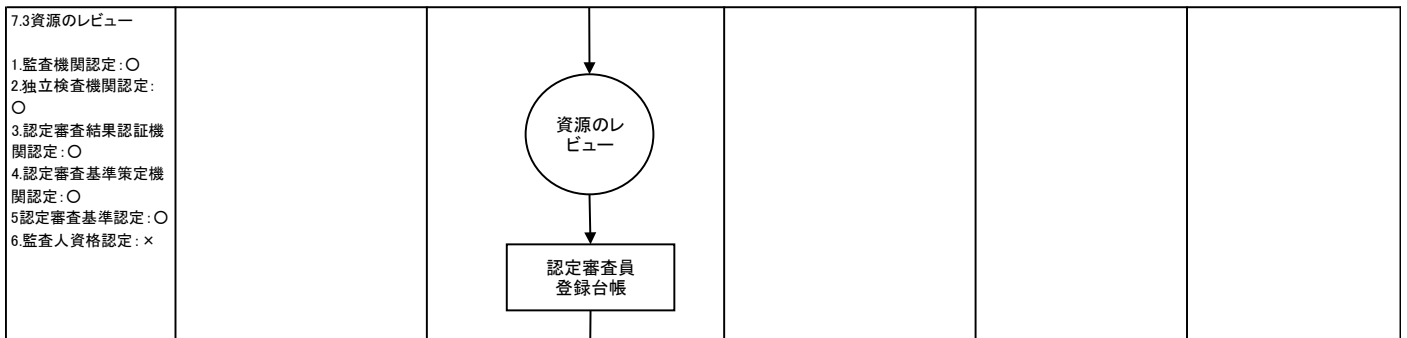
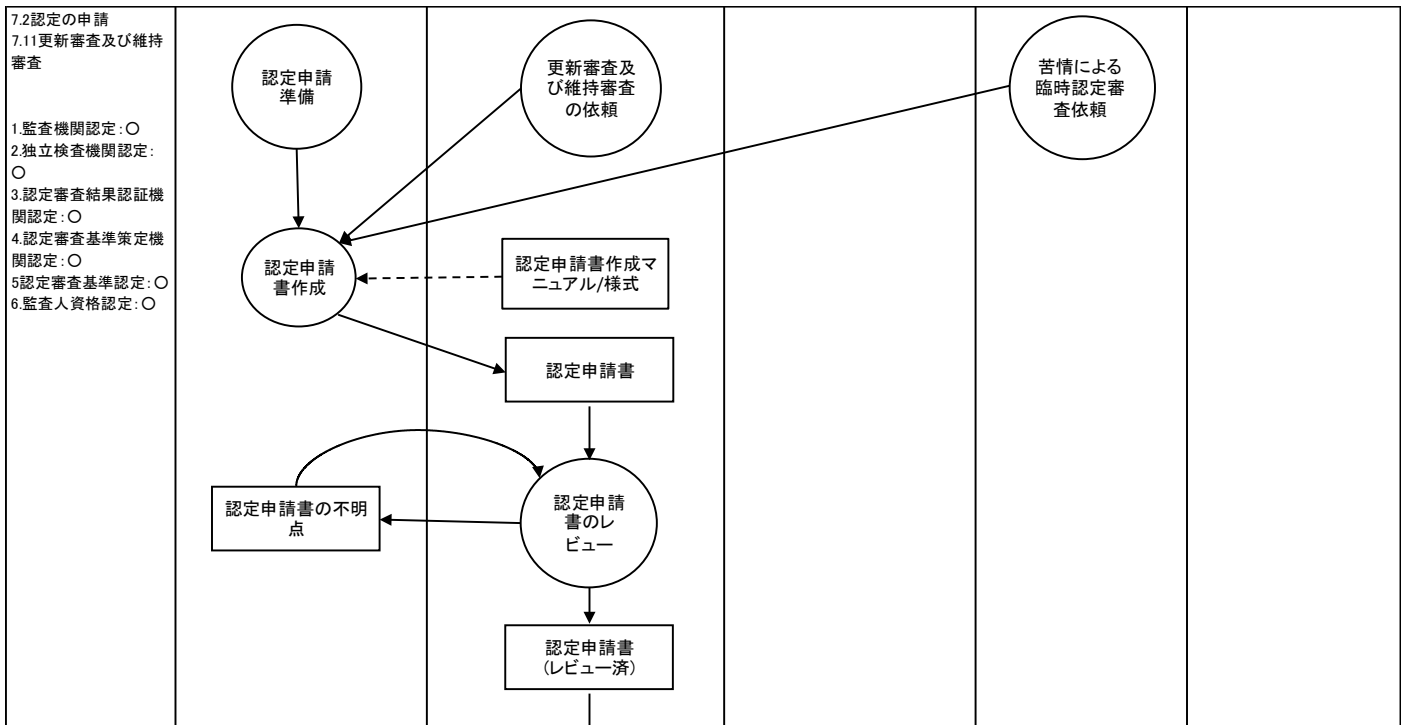
(別表3で[]を付けて示した用語は、「中間報告」等に基づくものである)

用語	意味	英訳案
[ソフトウェア品質監査制度]	「中間報告」で提案された制度	software quality audit scheme
[品質監査認定センター]	本調査報告で提案されている認定制度を実施する組織(仮称)	Center for Software Quality Auditing
[センター]	品質監査認定センターの略称	the Center
[センター長]	品質監査認定センターの業務における最高責任者	Director-General
[認定制度委員会]	品質監査認定センターの制度基本に関する審議を行う外部の有識者からなる委員会	Accreditation Scheme Committee
認定制度	「中間報告」及び本調査報告で提案されている認定制度	accreditation scheme
[監査人]	監査を行う資格を有すると認定された個人	auditor
[監査人補]	監査人の育成過程にあり、センターに登録された個人	assistant auditor
[認定委員会]	認定業務における最終的な意思決定を公平に行うための外部の有識者からなる委員会	Accreditation Committee
[認定業務実施グループ]	認定業務の実務を行う職員からなるグループ	Accreditation Service Group
[認定委員会支援グループ]	認定委員会の実務を補佐する職員からなるグループ	Support Group for Accreditation Committee
認定業務	認定制度の実務的な業務	accreditation service
[認定プログラム]	個々の(またはその全体としての)認定を行うための具体的な制度	accreditation programme
[監査人認定]、[監査人認定プログラム]	監査人に対する認定とその制度	(programme for) auditor accreditation
[監査機関認定]、[監査機関認定プログラム]	監査機関に対する認定とその制度	(programme for) audit corporation accreditation
[審査基準策定機関認定]、[審査基準策定機関認定プログラム]	審査基準策定機関に対する認定とその制度	(programme for) standard provider accreditation
[審査基準認定]、[審査基準認定プログラム]	審査基準に対する認定とその制度	(programme for) assessment standard accreditation
[独立検証機関認定]、[独立検証機関認定プログラム]	独立検証機関に対する認定とその制度	(programme for) independent verifier accreditation
[監査結果認証機関認定]、[監査結果認証機関認定プログラム]	監査結果認証機関に対する認定とその制度	(programme for) certification body accreditation
[監査結果認証]	監査結果を公表し、利用者・消費者から見て保証(assurance)的な意味を持つ有効な情報として維持するための認証	certification of audit outcome
認定審査	認定を行うための、認定対象候補に対する審査	accreditation assessment

認定基準	認定を行うための審査基準	accreditation criteria
〔認定審査員〕	認定を行う専門家要員	accreditation assessor
専任〔認定審査員〕	認定を行う専門家要員のうち職員であり、認定審査員として常勤の者	
臨時〔認定審査員〕	認定を行う専門家要員のうち職員でなく、認定審査員として非常勤の者	provisional accreditation assessor
認定申請	認定を受けたい者が行う申請	accreditation application
〔認定対象者〕	認定を受けた者(認定で適格と認められ合格したもの)	accreditation holder
〔認定申請者〕	認定を受けたいという申請を行った者	accreditation applicant
〔認定対象機関〕	認定対象者である機関	accredited body
〔品質監査認定マーク〕	センターが知的財産権を保有し、認定を受けた事実を表示するために使用 許諾するシンボル(マーク)	accreditation mark for software quality auditing

別掲図 1 認定を行う際の正常系業務フロー

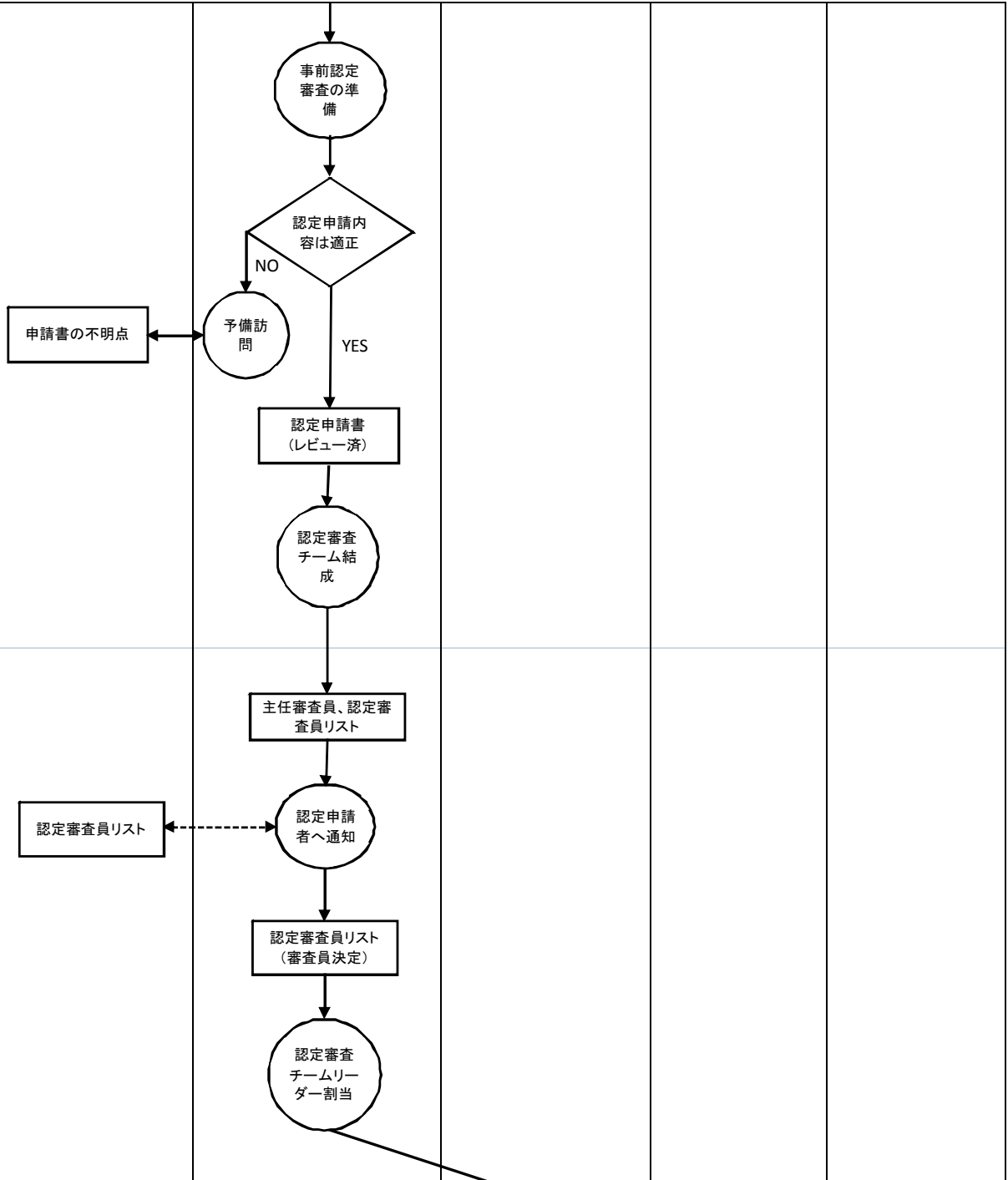
JISQ17011項番	申請者	認定センター(事務局/センター長)	認定審査員	認定委員会	認定制度委員会
-------------	-----	-------------------	-------	-------	---------

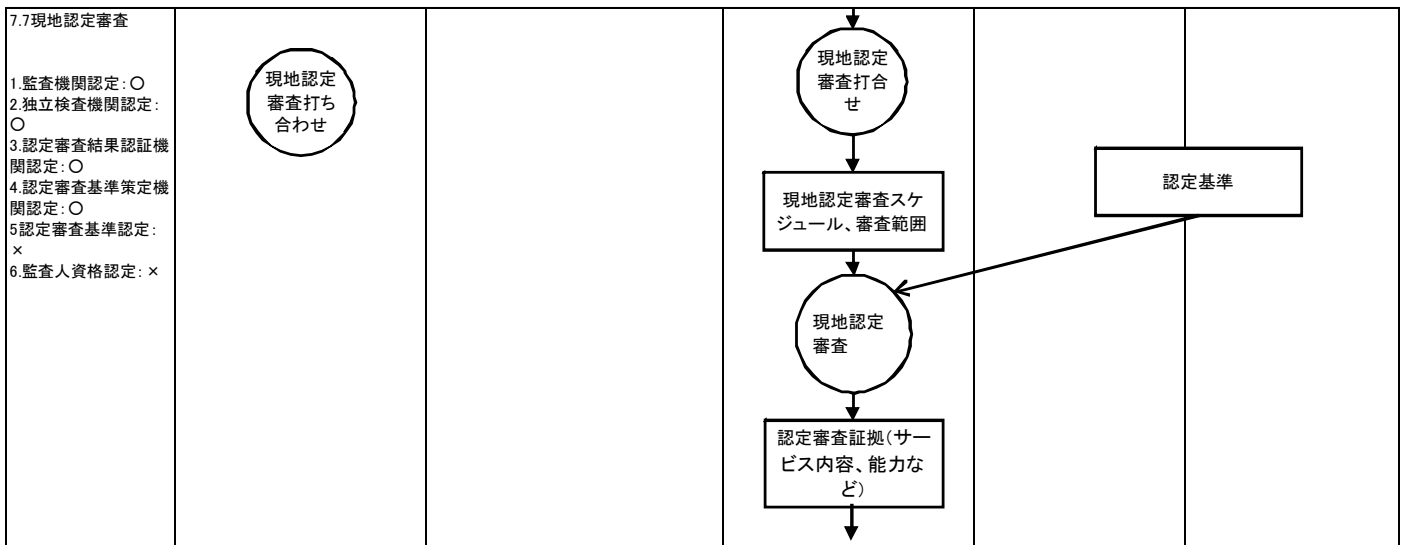
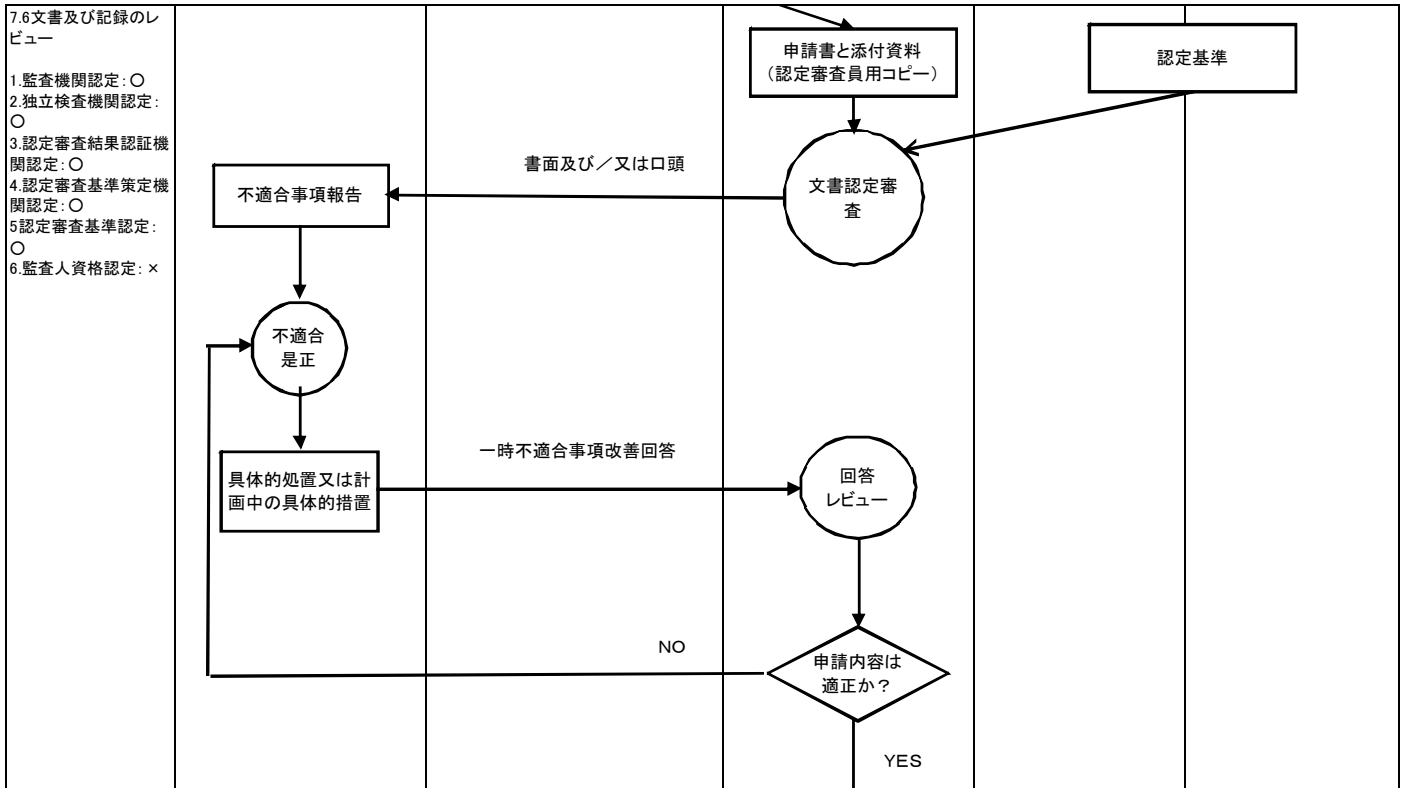


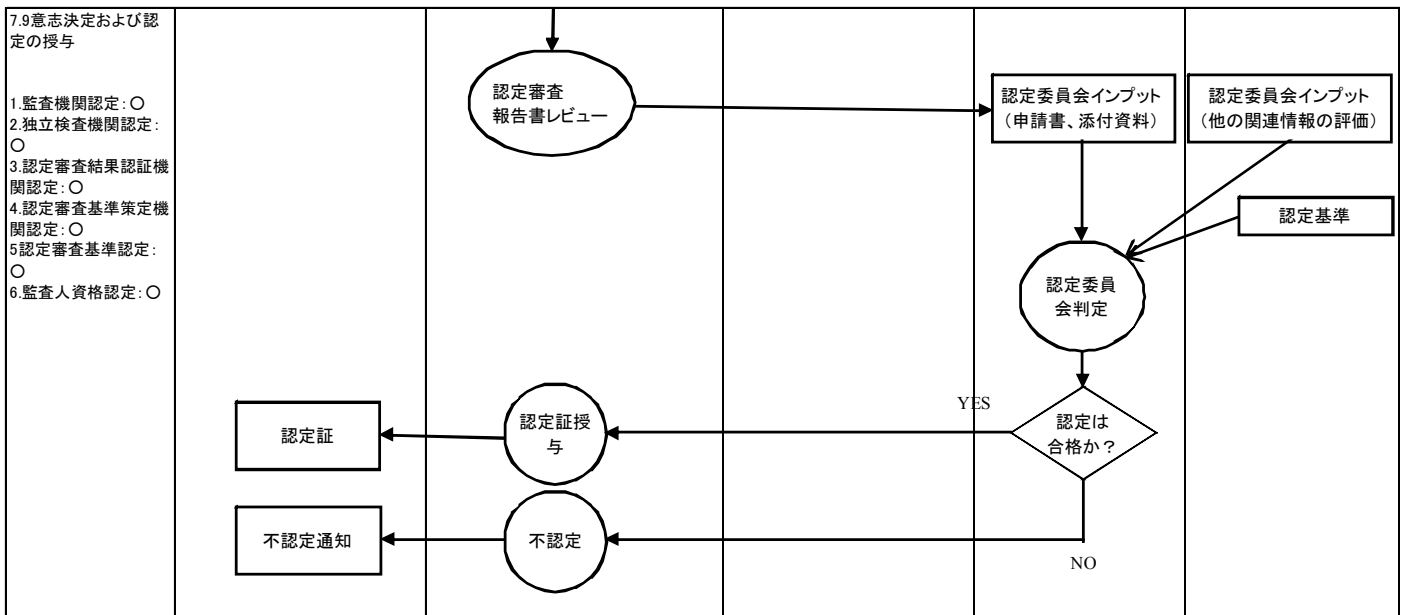
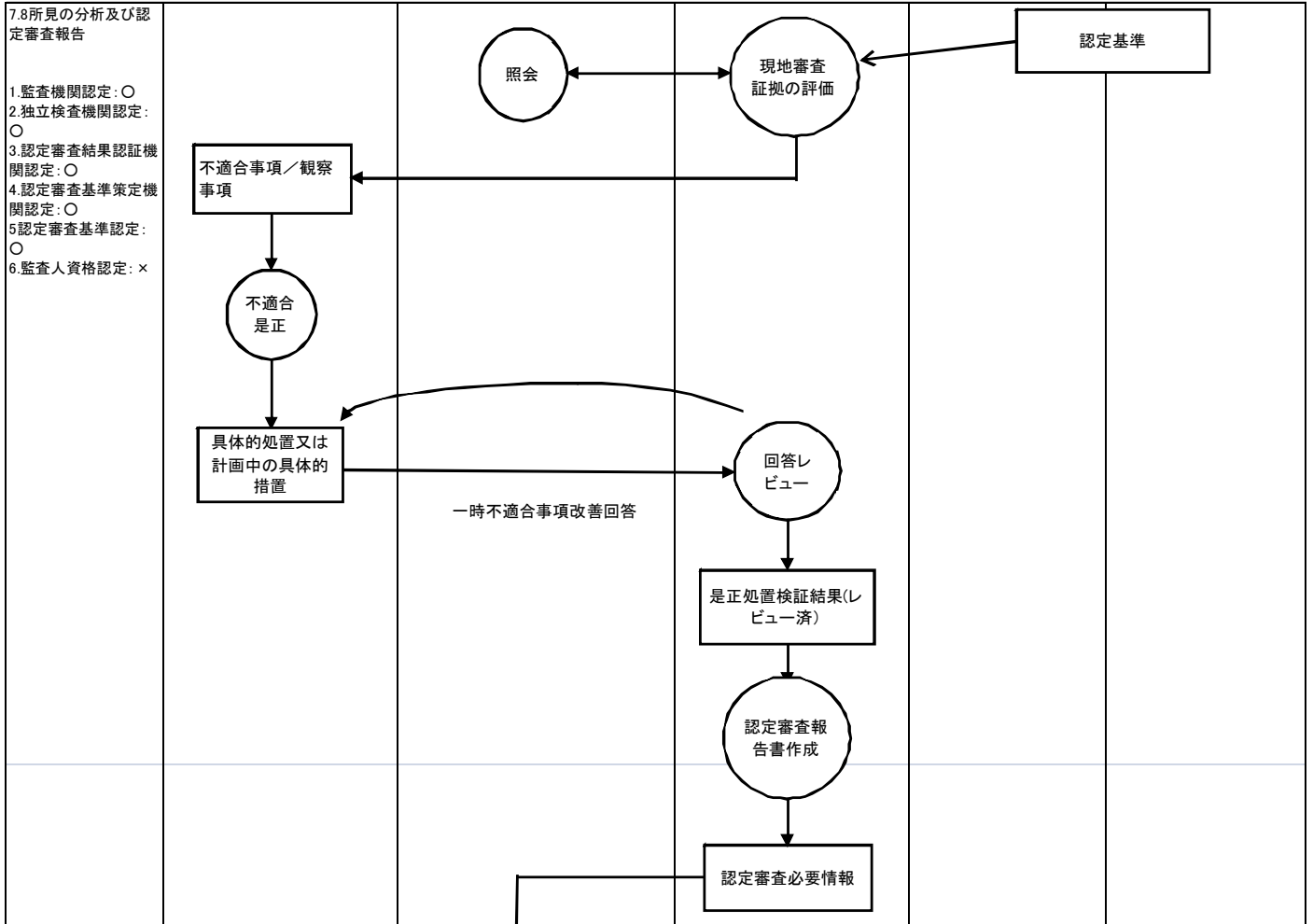
(7.4 サンプルングは該当なし)

7.5 認定審査の準備

- 1. 監査機関認定: ○
- 2. 独立検査機関認定: ○
- 3. 認定審査結果認証機関認定: ○
- 4. 認定審査基準策定機関認定: ○
- 5. 認定審査基準認定: ○
- 6. 監査人資格認定: ×







別掲図 2 認定を行う際の非正常系業務フロー

